

(第十二部)

國第百八回 參議院建設委員會今

昭和六十一年五月二十二日(金曜日)

午後一時十分開會

委員の異動
五月二十一日

五月二十二日	大森	昭君	辞任
遠藤	要君	仁一君	補欠選任
小川	上杉	光弘君	小川 仁一君
大森	昭君		

出席者は左のとおり

委員

井上
上杉
吉夫君
光弘
植木
万砂美君
工藤
光教君
沓掛
志村
哲男君
堀内
哲良君
服部
安司君
一井
俊夫君
馬場
淳治君
三木
富君
忠雄君
上田
上耕
山田
勇君
茂君

鎌木和美君

小川 仁一君
補欠選任

事務局側	常任委員会専門 員	荒木 正治君
説明員	内閣審議官 嵩 聰久君	法務省民事局参事官 細川 清君
	運輸大臣官房国鉄道改革推進部清算業務指導課長 岩村 敬君	
本日の会議に付した案件	○理事補欠選任の件	○建設事業及び建設諸計画等に関する調査
	（建設行政、国土行政及び北海道総合開発の基本施策に関する件）	（昭和六十二年度建設省、国土厅及び北海道開発厅の予算に関する件）
	○治山治水緊急措置法及び河川法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）	○民間都市開発の推進に関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）
○委員長（鈴木和美君）	ただいまから建設委員会を開会いたします。	○委員長（鈴木和美君） ただいまから建設委員会を開会いたします。
これまで、理事の補欠選任についてお諮りいたします。	委員の異動に伴い、現在理事が一名欠員となつておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。	理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり	理事会の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じます。それでは、理事に大森昭君を指名いたします。	「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(鈴木和美君) 建設事業及び建設諸計画等に関する調査を議題といたします。

まず、建設大臣から建設行政の基本施策について所信を聽取いたします。天野建設大臣。

○國務大臣(天野光晴君) 建設行政の基本方針及び当面の諸施策について、私の所信を申し述べます。

最近の我が国経済の課題は、行財政改革を推進する一方、内需を中心とした景気の持続的拡大を図り、雇用の安定と地域経済の活性化を積極的に図っていくことにあります。

このため、昭和六十二年度の建設省関係予算については、歳出規模を厳しく抑制するという予算編成方針のもとではありましたが、道路特定財源の全額確保、財政投融資資金の積極的活用、民間活力の活用、補助率の暫定的引き下げ等の措置を講ずることにより、事業費の確保に努めたところであります。

また、昭和六十二年度の税制改正については、民間活力を活用するための税制の創設、土地譲渡益課税の改善等が行われることとなっております。

御承知のとおり、国土建設の目標は、住宅・社会資本の整備を通じ、国土の均衡ある発展を促進し、活力ある経済社会と安全で快適な国民生活を実現することにありますが、我が国の住宅・社会資本の整備はいまだ立ちおくれた状況にあります。

このため、昭和六十二年度においては、民間活力の活用による都市開発の促進のための新たな施策の展開等を図り、住宅・社会資本の整備を強力に推進していく所存であります。

以下、当面の諸施策について申し述べます。

第一に、都市対策であります。

これから、都市整備に当たっては、本格的な都

市化、情報化、産業構造の高度化等に適切に対応するとともに、それぞれの地域の特性を生かしながら、安全で個性と魅力ある都市を形成することを目標として、長期的展望のもとに、総合的、計画的に都市政策を推進していくことが必要であります。

このような観点に立って、都市計画を適切、有効に推進するとともに、街路、公園、下水道等の都市基盤施設については、五ヵ年計画に基づき、計画的かつ効率的にその整備を進めてまいりたいと存じます。

さらに、内需の拡大、都市機能の高度化等に資するため、市街地開発事業等の一層の拡充、推進を図るとともに、新たに地方都市等に配慮した民間事業者による都市開発を推進するための制度の創設を図ることとしております。

また、都市近郊集落の計画的整備を進めるための措置を新たに講ずるとともに、都市の防災構造化の促進、都市緑化の積極的推進と国際花博覧会の準備の推進を図ってまいります。

第二に、住宅・宅地対策と建築物の整備であります。

住宅は、国民の生活の基盤であり、家族の団らんの場であります。本年は国際居住年にも当たつております。内需拡大の要請にもこたえながら、第五期住宅建設五ヵ年計画に基づき、総合的な施策を展開してまいります。

このため、住宅金融公庫の貸付条件の改善及び住宅税制の拡充等を図るとともに、大都市地域等における公共賃貸住宅の的確な供給、既成市街地における良質な市街地住宅の供給、既存住宅ストックの有効活用、高齢者対策の充実、地域に根差した住まいづくりの推進、木造住宅の振興等の施策を推進してまいりたいと存じます。

また、宅地対策については、地価の安定に留意しつつ、良質な宅地の供給を促進するため、公的宅地開発の推進、政策金融の活用、関連公共公益施設の整備等を図るとともに、特に、線引きの見直しの促進、開発許可制度の適切な運用、土地閑

係税制の改善等に重点を置いて各般の施策を総合的に推進してまいりたいと存じます。

さらに、建築物の整備については、技術開発等の推進、総合設計制度等の一層の活用を図るとともに、建築規制に関し、経済社会の変化に対応した適切な見直しを図ってまいりたいと存じます。

第三に、国土の保全と水資源の開発であります。我が国の国土は、洪水、土石流等に対しても極めて弱い体質を持つますが、その保全施設の整備は、いまだ立ちおくれておられます。

このため、新たに昭和六十二年度を初年度とする第七次治水事業五ヵ年計画を策定し、重要水系の河川の整備、土石流・地すべり対策等を計画的かつ強力に推進するとともに、海岸事業及び急傾斜地崩壊対策事業をそれぞれの五ヵ年計画に基づき積極的に推進してまいる所存であります。

また、災害対策の充実を図るために、新たに災害関連緊急事業の制度を創設し、その着実な実施に努めてまいります。

さらに、安定した水供給を図るために、多目的ダムの建設等による水資源の開発を促進してまいります。

第二に、道路の整備であります。

なお、地域に密接した豊かで潤いのある河川の整備を一層促進するため、河川の整備に市町村長が参加できることとする等の方策を講ずる所存であります。

第四に、道路の整備であります。

道路は、国土の均衡ある発展、活力とゆとりある地域社会の形成及び安全で快適な生活環境の確保を図るために欠くことのできない基本的な公共施設であります。

しかししながら、我が国の道路整備はいまだ質量ともに立ちおくれております。

このため、第九次道路整備五ヵ年計画に基づき、高速自動車国道から市町村道に至る道路網をより充実してまいりたいと存じます。

特に、高速自動車国道に対する国助成措置の

強化を図るなど有料道路事業の推進を図るとともに、全国的な高規格幹線道路網の計画を早期に策定する所存であります。

なお、民間活力を活用しつつ、東京湾横断道路及び明石海峡大橋の建設を推進するとともに、新たに伊勢湾岸道路の建設に着手することとしております。

このため、新たに昭和六十二年度を初年度とする建設産業については、建設業の許可基準の見直し、許可審査事務の厳正化、元請・下請関係の合理化、中小建設業者の育成、建設労働・資材対策等その健全な発展を図るための施策を中長期的に展開してまいり所存であります。

また、不動産については、その一層の振興を図るために、高度情報化社会に対応した不動産流通市場の活性化、中長期的に推進してまいり所存であります。

また、経済・技術協力等によって開発途上国における都市整備及び建築物整備の推進等を図る所存であります。

このほか、高速自動車国道等のネットワークを活用した高度情報通信網の整備、高度情報化に対する都市整備及び建築物整備の推進等を図る所存であります。

第四に、道路の整備であります。

このため、綱領の保持に努め、国民の信頼と期待にこたえる所存であります。

このため、第九次道路整備五ヵ年計画に基づき、委員長を初め委員各位の御指導と御鞭撻をお願いいたします。

以上、私の所信を申し述べましたが、その推進に当たっては、所管行政の合理化、効率化を図る

技術の研究開発について積極的に推進してまいります。

また、綱領の保持に努め、国民の信頼と期待にこたえる所存であります。

○委員長(鈴木和美君) 次に、国土庁長官から國土行政の基本施策について所信を聽取いたしました。

このため、第九次道路整備五ヵ年計画に基づき、地方振興アドバイスの推進を図るとともに、四全総に対応した新しい東北、北陸、中国、四国及び九州の各地方開発促進計画の策定及びこれに基づく振興施策を推進してまいります。

び当面の諸施策について、私の所信を申し上げます。

我が国は経済社会環境の変化の中で歴史的とも言えず、転換期を迎えており、内需主導型の経済成長等により経済構造調整の推進を図ることが求められています。また、人口の高齢化、全国的な都市化現象、急激かつ広範な技術革新等の潮流への対応も從来にも増して重要な要素となっています。

このような変化に的確に対応しつつ、二十一世紀を見通した長期的な展望のもとに、国土の均衡ある発展を図り、住みよい国づくり地域づくりを進めます。

第一は、国土計画の推進であります。私は、次に述べる諸施策を積極的に推進してまいる所存であります。

まず、国土政策の根幹となる全国総合開発計画については、二十一世紀への国土づくりの指針となる第四次全国総合開発計画の策定作業を銳意進めます。計画立案に当たっては、各地域がその特性を生かしつつ、多様性を持ちながら活性化し、適切に機能分担している姿、いわば多様分散型国土の構築を目指すこととしております。

また、定住構想を引き続き推進するとともに、あわせて国土利用計画についても体系的整備を推進してまいります。

また、定住構想を引き続き推進するとともに、関係省庁の公共事業を円滑に推進するため、国土総合開発事業調整費を活用し、事業及び調査の調整を行ってまいります。

なお、国土行政の一環として、沿岸域を含む海洋について、長期的視点に立った総合利用の方を引き続き検討してまいります。

第二は、地方振興の推進であります。

このため、第九次道路整備五ヵ年計画に基づき、多様分散型国土を形成するため、二十一世紀に向けての基本的、総合的な地方振興施策の検討及び地方定住基盤の整備と地域経済の活性化のための地域振興プロジェクトの推進を図るとともに、四全総に対応した新しい東北、北陸、中国、四国及び九州の各地方開発促進計画の策定及びこれに

また、新産業都市、工業整備特別地域、テクノポリス地域の整備により、地方産業拠点の振興を図るとともに、田園都市構想モデル事業などによる魅力ある圏域づくり、花と緑、伝統文化などの地域の個性を生かした町づくり、生活環境と生産基盤の調和した豊かな村づくりを進めるため、地方都市と農山漁村について総合的な整備を図つてまいります。

さらに、過疎地域、振興山村、豪雪地帯、特殊土壤地帯、離島、奄美群島、小笠原諸島、半島などについても各種の特別事業の実施、生活環境の整備、産業の振興などを積極的に進めることにより、計画的、総合的振興を引き続き推進してまいります。

特に、豪雪地帯については基本計画を改定し、これに基づき豪雪地帯の振興施策の総合的推進に努めることとしております。

また、特殊土壤地帯については、既に、特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法の期限を五年間延長していただいたところであり、引き続き、所要の施策を推進してまいる所存であります。さらに、ゆとりある国民生活の実現と地域の振興を目指して、民間事業者の能力の活用により、広く国民が利用できるリゾート地域を整備していくため、所要の措置を講ずることとし、今国会に関係省庁と共同してリゾート地域整備のため総合保養地域整備法案を提出し、御審議をお願いしているところであります。

第三は、大都市圏整備の推進であります。大都市圏の整備と秩序ある発展を図るために、新しい三圏の大都市圏整備計画、首都改造計画、新しい近畿の創生計画及び二十一世紀中部圏計画を積極的に推進してまいります。

また、東京大都市圏における核都市の育成整備及び筑波研究学園都市の計画的な実施、関西文化学術研究都市建設の推進及び関西国際空港開港、施設整備の推進を図るなど、各地域の総合的整備

についても積極的に取り組んでまいります。

第四は、総合的な土地対策の推進であります。

土地は、国民の生活と生産を通じる諸活動の共通の基盤であり、地価の安定と適正かつ有効な利用地の推進を図ることが極めて重要であります。地価は、現在、全国的には安定傾向を示しておりますが、東京等一部地域においては著しい上昇が見られます。

この地価高騰に対しても、土地取引の適正化と土地供給の促進の両面からの対策を進めてきたところであり、特に、土地取引の適正化については、小規模土地取引の規制の強化、土地取引動向の監視の強化等の投機的取引の抑制策を講じてまいりました。さらに、現在、国土利用計画法の改正及び超短期課制度の創設等土地税制の改正について法案を提出し、御審議をお願いしているところであります。

国土利用計画法については、地価が急激に上昇している地域等で都道府県知事が指定する区域において土地取引の届け出を要する面積の限度を引き下げることができることとすること等を内容としておりその速やかな御審議をお願いする所存であります。

また、国土利用計画法の的確な運用、地価公示の拡充等により、長期的な地価の安定傾向の定着を図るとともに土地信託、借地といった所有者参画型の土地供給手法の活用等による土地の有効利用の推進を図つてまいります。

今後とも、地価対策関係閣僚会議を機動的に開催し、効果的かつ総合的な地価対策を政府一体となつて強力に推進してまいる所存であります。

第五は、総合的な水資源対策の推進であります。

水資源の安定を図ることは、国土行政を推進す

る上で基本的な課題の一つであります。

このため、経済社会情勢の変化、連続して発生する渴水などに対応し、二十一世紀を展望して発生する新しい水資源に関する長期計画及び利根川

に沿い、水源地域対策等の充実を図りつつ、積極的に水資源開発を推進してまいります。

さらに、地盤沈下防止等対策要綱に基づく諸対策の推進など地下水利用の適正化を推進するとともに、「水の週間」行事の実施、雑用水利用の促進など水資源の有効利用に努めてまいります。

第六に、災害対策についてであります。

国土を保全し、国民の生命及び財産を地震、火山噴火などの災害から守ることは、国の重要な責務であり、国土庁といたしましては、関係省庁との緊密な連携のもとに、各般にわたる災害対策を総合的かつ計画的に実施していく所存であります。

山噴火などの災害から守ることは、国の重要な責務であり、国土庁といたしましては、関係省庁との緊密な連携のもとに、各般にわたる災害対策を総合的かつ計画的に実施していく所存であります。

昨年は、豪雪、梅雨前線豪雨、台風第十号及びその後の低気圧、伊豆大島及び桜島の火山噴火などによる災害が発生いたしました。これらの災害応急対策等に努めてきたところでありますが、今後とも、これららの災害に係る復旧事業等の促進に努めることといたします。特に、伊豆大島の火山噴火に対しましては、緊急観測監視体制及び活動火山対策特別措置法に基づく避難施設の整備推進等の対策を講じてきたところであり、今後とも、適切に対応してまいる所存であります。

なお、そのほかの火山対策については、全国の活動的な火山に係る防災体制の整備を促進するとともに、特に、火山活動が活発化している桜島について、降灰対策、土石流対策などを総合的に推進してまいります。

次に、震災対策については、発生が懸念されている東海地震に対処するため、引き続き防災体制の充実、地震対策緊急整備事業の促進等を図るとともに、落石対策の推進、防災基地の整備等を推進してまいります。

また、近年多大の被害を発生させている土砂災害については、関係省庁との連携を図りつつ、治山砂防施設の整備、警戒避難体制の整備など、総合的な対策を推進していく所存であります。

さらに、防災無線網の充実強化を図るほか、情

ととしております。

最後に、国際化の推進であります。

本年は、国際連合が定めた国際居住年に当たる、これに関連した各種事業の推進を図るとともに、国連人間居住委員会等との協力の拡充、水資源開発についての技術交流等国土政策に関する国際協力を引き続き積極的に推進していくこととしております。

以上、国土行政に関する所信を申し述べました

が、これらの施策の強力な推進に全力を挙げて取り組んでまいりますので、何とぞよろしくお願い申上げます。

○委員長（鈴木和美君） 次に、北海道開発庁長官から北海道総合開発の基本施策について所信を聴取いたします。綿貫北海道開発庁長官。

○国務大臣（綿貫民輔君） 第百八回国会における委員会審議に当たりまして、昭和六十二年度の北海道開発行政の推進に関する私の所信を申し述べたいと存じます。

今日、我が国は、世界に比類のない高密度な経済社会を形成しておりますが、二十一世紀に向

け、限られた国土においてゆとりと活力のある安定期会を開き上げていくためには、人口、産業の適切な配置を図り、均衡のとれた国土利用を積極的に展開していくことが極めて重要な課題となる

ているのであります。

このような課題に対して、全国土の約五分の一を占め、豊富な水資源や工業開発適地、広大な農業開発可能地を有する北海道は、今日までの開発を通じてすぐれた発展基盤を形成しつつあり、今後の我が国の中長期的、安定的な発展に積極的な役割を果たしていくことが強く期待されているところであります。

しかしながら、現在、北洋漁業、石炭、鉄鋼、造船など、これまでこの地域を支えてきた産業の多くが非常に困難な状況に立たざるとともに、雇用情勢の悪化を招いており、北海道は、その産業構造の転換を図るべき重要な時期を迎えており

ます。

また、近年多大の被害を発生させている土砂災害については、関係省庁との連携を図りつつ、治山砂防施設の整備、警戒避難体制の整備など、総合的な対策を推進していく所存であります。

さらに、防災無線網の充実強化を図るほか、情

これらの点を踏まえて、当庁は、目下、現行の新北海道総合開発計画に続く第五期北海道総合開発計画の策定作業を進めているところであります。昭和六十二年度は、北海道の長期的發展基盤の形成を図るための施策を積極的に展開するとともに、北海道経済の深刻な状況に配意しつつ、北海道開発を着実に推進し、次期計画への円滑な移行を図つてまいる所存であります。

以下、主要施策について申し上げます。

まず、治山治水につきましては、国土の安全性を高めるとともに貴重な水資源の効果的な開発を図るため、国土の保全及び水資源の開発等を総合的、計画的に推進することとしております。特に、石狩川等の重要な水系及び災害多発地域の河川改修、砂防事業等を重点的に実施するとともに、都市化の著しい地域において、総合治水対策を講ずるなど、災害の防止に努めてまいる所存であります。

また、洪水調節のほか、多目的な公園としての機能をあわせて持つ遊水地の建設に着手することとしております。さらに、今後の水需要の増大に対処するため、均等ある発展に寄与するため、国道、地方道及び街路等の各事業を総合的に推進することとし、特に、交通安全施設等の整備及び防災、震災対策事業を重点的に進めるとともに、都市機能の向上と都市環境の改善を図るために、都市周辺のバイパス、連続立体交差等の事業を促進する所存であります。

さらに、生活環境の整備につきましては、冬期における生活環境の一層の改善を図り、もって冬の生活の充実、企業立地の促進等に資することを目的として、快適な冬の生活環境づくり「ふゆトピア」事業を促進するとともに、下水道事業、都市公園等の事業並びに公営住宅等の建設及び関連公共施設の整備等の事業を推進することとしております。

おります。

このほか、北海道の発展基盤を整備するため、港湾、空港、漁港等の整備を計画的に進めるとともに、北海道の特性を生かした高生産性農業の確立と我が国の食料供給基地としての北海道の役割を高めるため、農業基盤の整備を促進することとしております。

また、以上の基盤整備の推進とあわせて、北海道の産業の振興開発を促進するため、北海道東北開発公庫の機能を充実し、その活用に努めてまいる所存であります。

また、治水特別会計では、歳入歳出とも一兆千九百二十億七千六百万円余、国庫債務負担行為

為二千三百六十七億三千六百万円余を予定いたしておりますが、歳入については、臨時的な措置として揮発油税收入の一部直接組み入れ及び資金運用部からの借り入れを行うこととしたしております。また、治水特別会計では、歳入歳出とも九百三億二千九百二十八億七千六百万円余、国庫債務負担行為

二千五百三十四億五千六百万円余、都市開発資金融通特別会計では、歳入歳出とも九百三億二千九百八千八百万円余、国庫債務負担行為二百二億三千三百万円余を予定いたしております。

次に、大臣官房長官よりお話をうけた後、所信の一端を申し述べましたが、今後とも北海道総合開発の推進に全力を傾注して取り組んでまいる所存でありますので、各位の一層の御支援をお願い申し上げる次第であります。

○委員長(鈴木和美君) 次に、建設省関係予算の概要について説明を聴取いたします。高橋建設大臣官房長。

建設省所管の一般会計予算は、歳入百八十六億八千六百万円余、歳出三兆六千八百五十五億二千七百万円余、国庫債務負担行為五千三百四十一億七千二百万円余であります。建設省に移しかえを予定されている総理府所管予算を合わせた建設省関係の一般会計予算では、歳出四兆二千二百六十億八百八百万円余、国庫債務負担行為五千六百七十億十億百万円余を予定いたしております。

次に、建設省所管の特別会計予算について御説明いたします。道路整備特別会計では、歳入歳出とも九百三億二千九百八十八億五千八百八十九億一千七百万円余を予定いたしております。

建設省所管の一般会計予算は、歳入百八十六億八千六百万円余、歳出三兆六千八百五十五億二千七百万円余、国庫債務負担行為五千三百四十一億七千二百万円余であります。建設省に移しかえを予定されている総理府所管予算を合わせた建設省関係の一般会計予算では、歳出四兆二千二百六十億八百八百万円余、国庫債務負担行為五千六百七十億十億百万円余を予定いたしております。

次に、建設省所管の特別会計予算について御説明いたします。道路整備特別会計では、歳入歳出とも九百三億二千九百八十八億五千八百八十九億一千七百万円余を予定いたしております。

第四は、災害復旧であります。昭和六十二年度においては、予算額四百六十六億七百万円を予定し、被災河川等の早期復旧等を図ることといたしております。

第五は、道路整備であります。道路整備については、第九次道路整備五ヵ年計画の最終年度として、道路交通の安全の確保とそ

改良住宅、公団住宅等建設省所管住宅合計六千二万二千八百二十戸の建設を行うとともに、住宅需

要の多様化に対応した住まいづくり、地域に根差した住まいづくり、住環境の整備等の施策を推進することといたしております。

次に、宅地対策については、住宅・都市整備公団等の公的機関による宅地開発事業の計画的な推進、政策金融等による優良な民間宅地開発の推進を図ることといたしております。

第三は、国土保全と水資源対策であります。まず、治水対策及び水資源開発については、近年の都市化の進展等に伴う激甚な水害、土砂災害の多発と漏水被害の頻発に対処するため、昭和六十二年度においては、予算額一兆千五十五億八千五百万円余で、河川、ダム、砂防等の事業と水資源の開発を推進することといたしております。

特に、安全で豊かな国土基盤づくりを行っため、新たに、昭和六十二年度を初年度とする総投資額十二兆五千億円の第七次治水事業五ヵ年計画を策定することといたしております。

また、海岸保全対策については、津波等に対する海岸域の保全と海岸環境の整備を図るため、予算額二兆六十三億三千八百八百万円で事業を推進することといたしております。

さらに、急傾斜地崩壊対策等については、予算額二百九十三億九千百万円で急傾斜地崩壊対策事業及び雪崩対策事業を推進することといたしております。

建設省所管の一般会計予算は、歳入百八十六億八千六百万円余、歳出三兆六千八百五十五億二千七百万円余、国庫債務負担行為五千三百四十一億七千二百万円余であります。建設省に移しかえを予定されている総理府所管予算を合わせた建設省関係の一般会計予算では、歳出四兆二千二百六十億八百八百万円余、国庫債務負担行為五千六百七十億十億百万円余を予定いたしております。

次に、建設省所管の特別会計予算について御説明いたします。道路整備特別会計では、歳入歳出とも九百三億二千九百八十八億五千八百八十九億一千七百万円余を予定いたしております。

第四は、災害復旧であります。昭和六十二年度においては、予算額四百六十六億七百万円を予定し、被災河川等の早期復旧等を図ることといたしております。

第五は、道路整備であります。道路整備については、第九次道路整備五ヵ年計画の最終年度として、道路交通の安全の確保とそ

の円滑化等を図るとともに、活力ある地域社会の形成に資するため、予算額二兆五千六百十二億三千九百八十万円余を予定いたしております。

上対応の難しい問題を抱えておる、かように認識しておるわけでござります。

そういうことでござりますので、我が国の地域整備に当たりましては、治水をどういうぐあいに進めていくかということは非常に根幹的な問題でございまして、国土基盤の整備に占める治水事業の役割は非常に大きいというふうに思うわけでござります。

こうした点を踏まえまして、二十一世紀初頭には、大河川については河川、ダム、砂防、地すべり対策事業を推進することによりまして、当面の目標であります戦後最大洪水に対して安全を確保することを目指しております。

また、都市部の中河川につきましては、当面、時間雨量五十ミリ降雨に対する浸水及び土砂害の防止を目標に治水施設の整備を進めまして、昭和七十五年にはこれを概成させることを目指としております。

さらに、水資源開発につきましては、昭和七十五年においておむね水需給のバランスを達成させたいと考えております。今後とも二十一世紀に向けて積極的に治水事業の促進を図ってまいります。

○大森昭君　今御答弁がありましたけれども、第六次の治水事業の五ヵ年計画の達成状況を見ますと七九・四%ということで、八〇%に満たないといふ低率であります。このような状況でありますと、今御答弁がありましたけれども、国土の基礎づくりに大変支障を来すというふうに考えますが、第六次治水事業五ヵ年計画の達成率が低かつた理由は何かありますか。

○政府委員(陣内孝雄君)　第六次治水事業五ヵ年計画では、これは昭和五十七年度から五ヵ年間に亘る総額十一兆二千億円の投資を行うものとして、その内訳は、治水事業八兆二千五百億円、災害関連事業、地方単独事業等一兆九千六百億円、調整費九千九

厳しい財政事情によりまして公共事業が抑制されました結果、約六兆五千五百億円、これは計画額の七九・四%でございますが、これにとどまったわけでございます。

○大森昭君 今お話しのように、財政的な制約があつたというお話をあります。昨年は小貝川とか吉田川を初め災害が頻発いたしまして、こうした災害に対応した治水事業を実施することは重要であります。いずれにいたしましても計画的な治水施設の整備がおくれてある実態にあるのではないかと思うんです。したがって、今お話をありましたけれども、よほどこの計画について万全な進展を図つていませんと、これからさらに施設の整備の進展状況はおくれるというふうに考えますが、どうですか。

○政府委員(陣内孝雄君) 第六次五カ年計画期間中にも非常に大きな災害がございました。ただいまおっしゃいましたように、六十一年には小貝川、それから吉田川、那珂川等で大災害があつたわけでございますが、その前の五十八年には千曲川、木曽川、五十七年には大和川、閑川、菊池川とか、至るところでこういった災害が起つてきました。そこでござります。こういった激甚な災害を受けた河川につきましては再度災害の防止を図るよう、激甚災害対策特別緊急事業、こういった事業などを集中的に行いまして、ここに集中的な投資を実施いたしまして再度災害を防いでおるわけでございますが、その結果、第六次治水五年計画におきまして災害対応の経費が予想を上回つてふえました。全体としては、先ほど申し上げましたように、七九・四%の進捗を見たわけでございますけれども、災害対応は予想以上に大きかつたということで、これにかなりの予算を投入しました結果、計画的な整備の方はやや進捗が悪かつた、大体七〇%の進捗にとどまつたというふうに考えておるところでございます。

○国務大臣(天野光磨君) 大森先生のおっしゃるところです。災害が起きてからやるのは、災害をこうむった地域の住民の損害は償うことはできませんが、これにかなりの予算を投入しました

ません。ですから、やっぱり予防災害が一番重要であります。そこで、五ヵ年計画をつくって第十二次になつたわけがありますが、ちょうど第六次から年計画が御存じのようにマイナスシーリング进入到いりますか、財政再建の期間に入つてまいりましては関係から非常におくれたことは事実であります。が、これはこっちの方で手落ちしておくれたのですではなくて、今申し上げたような当時の政府の方針でおくれたわけであります。このおくれをどうしても短期間のうちに取り返したいと思いまして、これからは計画に十二分にこ入れをする定でございますので、御了承願えればありがたいと思います。

○大森昭君(天野光晴君) 財源の見通しは、財政当局と折衝しなきやいけないですが、税制改革もして税金でも入つてくるようになれば何とかなると思いますが、今の段階では建設国債以外に即ち借りる方法はないと思っております。できるだけの建設国債をやっぱり出していただいて、そうして始末を終るということじゃないかと思います。私は、道路よりはやっぱり河川の方が重要だと考えております。

○大森昭君 大臣、今御答弁がありましたから、ついでと言つちや申しわけないのであります、が、しばしば大臣の方から、新聞で読みますと、五兆円以上とにかく公共事業には確保したいというお言がありますね。新聞で読みますと三兆円ぐら、じやないかということになりますが、どうも建設大臣の意気込みと少し違うのじゃないかといふふうに思うので、今大臣が発言されたついでと書くことは語弊があるんですが、ちょっとどうですか。

○国務大臣(天野光晴君) ことしの補正予算の話だと思いますが、私の計画ではなくて、自民党で要するに対策として下期は五兆円以上の公共事業を

を出すという決断をいたしたわけでありまして、それを政府にそのとおり出せと迫つておるところでありまして、私は事業量五兆円以上は必ず獲得するつもりで今努力しておるのはここ二、三日中に大体結論が出来るだろうと思いますが、どんなことがありますので、ぜひ頑張っていただきたいと思うんでやつております。

○大森昭君　今のは当面の問題の予算の補正の話ですけれども、いずれにしても大臣が言われたように、災害が起くる前に十分な対応をしなければいけないというのが河川における問題でもあるし、治水事業の本質的な問題でもあらうかと思いまますので、ぜひ頑張っていただきたいと思うんですか。

そこで、この第七次の五ヵ年計画において、河川の堤防の破壊した場合の壊滅的な被害を予想して、河川対策を特に都市の整備に先行して行うというようなことが必要だと思うんですが、どうですか。

○政府委員(陣内孝雄君)　都市河川の整備というのは、これは都市の安全で快適な基盤づくりのために欠かせない大事な施設づくりだと、こういうふうに考えておるわけでござります。

最近、都市には人口、産業が集中していることは当然でございますけれども、加えて近年は情報システムとかいろいろな中枢的な機能の集積が見られるようになつたわけでございまして、こういったものは一たん水害を受けますと、その都市のみならず、その中枢機能からして広く影響を及ぼされるような、そういう新しい段階の時代に入っているというふうなことも注目すべきことではないかと思うわけでございます。

現在の都市河川の整備状況でございますけれども、これは先ほども申し上げましたが、当面の目標を時間雨量五十ミリ、これは五年に一度から十年に一度ぐらいの雨、これに対しましてとりあえず安全な河川の整備をしていくうとい目標を定めてこれに立ち向かつておるわけでございますけれども、残念ながら、まだその整備水準という

し、こういうふうに改正した方がより親しみやす
い、また美しい、またその地域に合った川になる
だろうということで改正したわけで、こうから、
ぜひそういうふうにやつてもらいたいと思うんで
す。どうも私は余り十分な理解ができないんで
すが、むしろ管理をすることを変えることによつ
て、建設省の責任逃れだとあるいは都道府県知
事の責任逃れで、何か起きたら、いやそれは村長
に責任があるんだとか市長に責任があるんだとか
いうふうになつちや困ると思いますので、素人で
私はよくわかりませんが、そういうことのない
ようにひとつやつてもらいたい。
それから、田舎のと、語弊があるんですけど
が、私が東京出身だから言うわけじゃないんで
けれども、少しつきついになつたといつたつ
て、あの綾瀬川だとあの辺は全然変わりません
ね。僕らが小学校のときは魚がいっぱい釣れただけ
れども、まずひどいですね。ああいう川なんとい
うのがどうしてあんなにきたくなつたかという
のは恐らく原因がすぐわかると思うんです。あの
綾瀬川に流れてくる下水のどこがきたないなんと
いうのはすぐわかるはずだと思うんですが、依然
としてああいう川があるということになります
と、建設省というのは発想は非常にいいんだけれど
ども、現実にどうも——全然とは言いませんよ。
私たち東京におりますけれども、隅田川なんかき
れいになりました。確かに下流の方でアユがとれ
るというわけですからね。そういうところもあり
ますけれども、綾瀬川なんか見ますと、どうう
ふうになつているかよくわかりませんが、ちつと
もよくなつていません。そういうところなんかに
ついても何か特別な対応策というのがあって、そ
れがうまくいっていないといふことなのか、なく
てうまくいっていないのか、どちらなんですか。
○政府委員(陣内孝雄君) 河川の水質の改善のた
めには、いろいろな機関の協力を得ながら取り組
まなければならぬわけでございまして、一つは
流域における下水道の整備、これが基本的に一番
大事でございます。

ただし、河川管理者といたしましても、河川の水質をよくするためいろいろな取り組みをしておりまして、例えばただいまお話をありました鍊瀬等につきましては、空気を酸化するエアーレーションをやるとか下にたまっているヘドロをさらうとか、あるいはきれいな川から水を導入するとか、あるいは最近、新しい方法でございますけれども、礫間接触浄化法というようなものを使いまして汚れた川の水を浄化するというようなことで、河川管理者としてもできる限りの対応をいたしております。そして、これらの事業は、これは非常に広域的にも影響が出てまいりる事業でござりますし、また事業費的にも多額の経費を要するものでございますので、本来の河川の管理者であります建設大臣ないしは都道府県知事がこういった事業を実施しておりますて、今後ともそういう形で重要なものは取り組んでまいることにならうかと思います。

のだと思うんですが、国会が御承知のような格好なものですから、本来なら四月の初旬から今年度の場合は補正に取り組む考え方だったと思うんです。これは、しきたり等を非常に重要な要素で考えておるようですが、大体その補正をやらなきゃいけないという状況を当初予算編成のときにわかつていて、それで今のような予算を組むことは最もいけないという主張を私は強力にやつたんです。私は何回も閣議で大蔵大臣と中曾根総理に注意したんですが、当面は五・二%アップだと。去年の予算国家予算どことしの国家予算をあわせてみれば確かに五・二%アップであります。去年の場合は三兆六千億という、中身があるなしにかかわらず補正を組んでおります。それで今から、去年の予算プラス三兆六千億、それに対して五・二%アップなら了承できるが、そんなインチキみたいな答辩はだめだと私は何回も閣議で注意したんです。それで、恐らく来年度の予算からは、マイナスシーリングは私が大臣をしていれば要求いたします。これは何と言おうと要求いたしません。しかし五兆円の補正をやって、来年度当初が今まで見るように明らかでありますから、そういう観点で予算の折衝を今しておるわけであります。予算は来年度の国家予算が間に合うものでないことは火を見るより明らかでありますから、そういう観点から予算は組めばいいのじゃなくて、執行することが目的でありますから、できればそういう観点から一年は大変雪が少なかつたものですから十二月いっぱいで執行したのであります。雪が少なかつたために相当予定よりも執行率が上がっています。ことしの場合には、私は気象台の博士ではないけれども、過去の災害の関係からいきますと大雪が間違いなく来ると思いますので、その大雪の来る前に少なくとも三分の二是消化したい、実質的に工事の進行を三分の二はやりたいという考え方を持ちまして六月の臨時国会召集を要求しておるんですが、どうなりますか、これはまだ全然さ

るようですが、一ヵ月遅いは大変なもので、今御承知のように不況対策をやるという重要な目的がある予算をやるわけですから、これはイデオロギーの問題ではありません。与党も野党も御協力願えるものであろう、私はそう理解しておるものであります。そういう意味で今全力を尽くして話し合いをしているところでございますが、まだ臨時国会を六月に召集するという答えは受けおりません。いずれにしろ、執行の方は、もう建設省当局に万全の態勢で執行のできるように命じてあります。それですから、今年度の予算是一週間ぐらいの間に恐らくできる。最大限八〇%以上、九〇%近くだと思いますが、前倒しで全部執行する予定でございます。なかなか利口な人ばかりそろっているので、本当のことを言わないのでから、なかなか思うようにいかないで困っているんですけれども、私は私なりにひとつやるつもりでおります。

○大森昭君 内需拡大は建設省がすべてやるわけじゃないんですねけれども、しかしその大きなウェートが建設省にもあるわけですし、今いろんなことを言っていますが、大変景気がよくなくて大変な状況ですから、少なくとも景気浮揚に対しまして万全の措置を図るということが必要だと思ってます。ですから、大臣、大変頑張っておられるわけであります、そういう意味合いでひとつ建設省が景気浮揚に果たす役割を全うしていただこうとをお願いいたしまして質問を終わりたいと思います。

○馬場富君 この法案に関しての質問を先にいたします。

六十二年度を初年度としたこの五カ年計画でござりますけれども、調整費の増一つを除けば、六十一年度で終わつた六次計画の事業規模よりもやはり下回つておるということになるわけですから、事業の促進が期待できるかどうかですね。調整費だけが上回つて、あと事業費は前計画よりも下回つておる。だから、それに対しては緊急な事業が

できるかどうかという点で大臣にひとつ伺いました。

○政府委員(陣内孝雄君) 第七次五ヵ年計画の事業規模は、ただいま先生がおっしゃいましたように、調整費を含めまして十二兆五千億でございます。しかし、この中の治水事業の本体というのは八兆円でございます。確かに第六次の本体に比べますと、八兆二千五百億円でございましたので、若干少なくなつておりますけれども、他方第六次治水事業五ヵ年計画に基づきます実施実績額に対しまして、これは一・二倍に相当しているわけでございます。したがいまして、私どもとしましてはこの治水事業の重要性にかんがみまして、今後第七次五ヵ年計画を計画的に十分達成するよう努めを重ねていくべきであるということで、そつもりで対応してまいりたいと思つています。

○馬場富君 そこで、経費も大幅にやはり増加しておりますと、そういうことで、三年後に見直すとのことでございますけれども、やはりこの調整費の事業費繰り入れを含めて、七次計画については一〇〇%計画を達成する見通しがあるかどうかといふ点と、またそのために必要な財源等の確保いうのはどのようにできているのか、ちょっと御説明願いたいと思います。

○政府委員(陣内孝雄君) 今回の五ヵ年計画におきましては、今後の社会経済の動向とかあるいは財政事情、事業の進捗状況等に弾力的かつ機動的に対処するということで二兆三千六百億円という調整費が見込まれておるわけですが、今後三年後に、その後の財政事情あるいは事業の進捗状況等を勘案しまして、調整費の弾力的な有効な活用が図れるよう努めてまいる考え方でござります。

○馬場富君 それで、第六次の計画も達成率が七〇・数万台に終わつて、全部達成されておりません。そういうような状況からしまして、その六次の計画達成が悪かった原因というのは、やはり治山治水事業の財源が一般財源によつていることが一つは大きく指摘されておるわけですが、永続的

な財源となるいわゆる特定財源の確保が実は求められておる中で、昨年実はこれは没になつた森林・河川緊急整備税の構想を建設省は打ち出しておつたわけでございますが、こういう特定財源の確保ということについてはどのように考えておるのか、また一般財源だけでこれからもずっとやつしていくのか、こらあたりの考え方をちょっと御説明願いたいと思います。

○政府委員(陣内孝雄君) 治水事業は国土基盤を整備するための根幹的な事業でございますので、この実施につきましては広く国民の皆様方の御理解と御支援を賜りながら取り組んでまいらないければならないというふうに考えておるところでございます。

お話しのよう、六十二年度予算要求の時点では森林・河川緊急整備税というものの創設について私どもお願いをしたわけでござりますけれども、この機会を通じまして今申し上げましたような趣旨に対するいろいろな御理解も深まつたようになりますと、治山事業及び治水事業に含まれない事業費の確保のために最善の努力を続けてまいりたいと思っております。

○馬場富君 ちょうど六十二年度の予算と一緒にで、売上税がだめになつたから六十二年度予算の財源がなくなつたと同じように、実は六次の計画も森林・河川緊急整備税が見送られたということに一つの問題点があつたと、私は内部をずっと見ておりまして、そういうふうに感ずるわけです。だから、そういうものを考えなければならないのか、それとももう一遍そこらあたりのところ、一般財源だけでの法律の実施は完全にできるのかどうかということをはつきりとひとつ御説明いただきたいと思います。

○政府委員(陣内孝雄君) 第七次五ヵ年計画は、昭和六十一年度を初項にいたしますと、平均して約六多弱の伸び率が必要でございます。したがいまして、この達成のためにあらゆる努力を払わ

なければならぬと思いますが、特に今後補正予算等が実施されるような事態にはこういうものを十分いたしまして、計画的な達成に向けて努力してまいりたいと思っております。

○国務大臣(天野光晴君) 河川の特定財源をおろくとも一般会計で面倒見るという結論で我々おわりたわけでございます。それですから、どこまでどなたが実現されるかはこれから問題であります。それがこれまでの問題であります。

○馬場富君 それと災害の関係が、この要旨の中でも、この機会を通じまして今申し上げましたような程度やれるかはこれから問題であります。計画を立てたその金額だけはどんなことがあろうとも獲得して、執行するのに支障がないような格好にいたしたいと考えております。

○馬場富君 それと災害の関係が、この要旨の中でも、この機会を通じまして今申し上げましたような趣旨に対するいろいろな御理解も深まつたようになりますと、治山事業及び治水事業に含まれない事業費の確保のために最善の努力を続けてまいりたいと思っております。

○馬場富君 ちょうど六十二年度の予算と一緒にで、売上税がだめになつたから六十二年度予算の財源がなくなつたと同じように、実は六次の計画も森林・河川緊急整備税が見送られたということを予定しております。現在関係方面と調整を図つておる段階でございますが、できるだけ早くこの実現を図りたいと思っております。

○馬場富君 それで、実は法案の要旨の中にも述べられておりますが、災害の緊急的なものは五ヵ年計画からこれを除く、もう一点は、河川法の一一部改正によって、市町村長に工事等の権限を与えるという問題が一つのポイントになつております。

それで、私一つの問題として、名古屋を中心とした愛知県下で実は十七号台風の大きい被害によりますと、木曽川周辺のゼロメートル地帯がみんな浸水したわけですね。そのためにやはり小河川の整備の問題が大きく取り上げられまして、それから導入しなければいけないという問題もございまして、木曽川導水の問題、いわゆる木曽川からの流入量を多くするという工事が着工されておりま

すけれども、あわせてその事業に並行して、やはりこの木曽川の水を名古屋の汚水の多い堀川に導入して浄化を図ろうという計画でございますが、この点について、これは名古屋市の百年事業としてもまた私は大切な事業だと思うし、今回提出された法律の趣旨からいっても、当然こういうところに力が入れられるべきだと、こう考えますが、この点どうでしょうか。

○政府委員(陣内孝雄君) 堀川は名古屋市の代表的な都市河川でございますが、御案内のように大変水質が悪い状況にございます。これの改修につきまして、昭和六十一年から都市小河川改修事業制度で採択いたしまして、現在着手した段階でござります。ただし、これは都市の中の河川ということで尋常の方法では改修が大変難しいし、またこれに対して水質を浄化するということになりま

すと、やはりおっしゃいましたように木曽川用水から導入しなければいけないという問題もございまます。現在、そういうよろんな大変改修の難しい川

でござりますので、名古屋市とそれから愛知県においては新しい事業制度として「マイタウン・マイリバー」あるいは「ふるさとの川モデル事業」、こ

ういったいろんな制度も用意しておりますので、こういったものを十分活用しながら名古屋市の都

市河川にふさわしい川に持つていくように努めてまいりたいと思います。

○馬場富君 私は、この事業は法律の精神からいきましてはまた力を入れてほしいというの、やはり災害時の雨水のはんらん等を避ける意味で、一つはこの導入事業の計画があるわけですね。もう一つは、その水を余して汚い川の堀川に導入するということは一石二鳥の効果があるといふ氣で、まず法律の施行の精神からいっても、当然こういうものは力を入れてやつてほしいと私は思いますが、愛知県も名古屋市も地元も要望しておりますから、ぜひお願いしたいと、こう思つております。

それでそれには立行しまして一つはその堀川をきれいにすると同時に、かつて名古屋城をつくったときにあの堀川というのはつくられて、やはりきれいな川であり、また名古屋市の発祥の川でもあるし、母なる川とまで言われた川でござりますから、それにつきましては名古屋市は百年を契機として、国の水辺空間整備事業の一環としてマイタウン・マイリバー堀川という事業を今進めようとしておるわけです。川の水がきれいになると同時にその周辺の、一つは公園化あるいは施設の効果等を考えながら憩いの場所としてもまた考えていこうと、いう計画が進められておるわけでございますが、これについて國の考え方をお聞かせ願

○政府委員(陣内孝雄君) 堀川の改修に当たりましては、これは河川改修と、それから周辺の市街地再開発、こういったものを一体的に行うことによってこれの可能性が高まつてくるというふうに考へるわけでござります。したがいまして、現在そのためには必要な調査を愛知県と名古屋市でやつていただきおるわけでございますけれども、そういういた計画がまとまってまいりますれば、私ども六十一年に採択いたしました都市小河川制度を使ひながらマイタウン・マイリバー構想の実現に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○馬場富君 私は、これは前々回の私のこの質問でも再三質問してまいりましたが、結局建設省の、これは先ほど私が質問しました六次の計画の

中の水源税が没ということとの関係もありまして、この事業というのとがんざしたという経緯も一つはございまして、やはりこれを推進していくためには財源が非常に大変だということで、地元のもちろん協力も考えられておるようでござりますが、やはり建設省としてもあらゆる公共事業の補助事業を一つは総合的に調整して私はぜひやってほしいということと、あわせまして、江藤建設大臣のときにこれは強く主張して、やはり民活等も含めた事業にしていきたいということで、大臣にそのような答弁をいただいておるわけでござい

受けていくような結果に終わらなければ、法律は
私は生きた法律とは言えないと思うんですね。
そういう点でひとつ最後に、この推進をやつぱ
り強力に進めていただく意味で、大臣からもこれ
に対する御決意と御答弁をお願いしたいと思うん
です。

○國務大臣(天野光晴君) 十二分にその趣旨を体
しまして検討させます。

○馬場富君 終わります。

○上田耕一郎君 第六次の治水五カ年計画を見ま
すと、実績で六兆五千四百九十八億円で進捗率七

を見ますと、最近増加しているいろんな災害に関する統計です。それとも、土石流危険渓流要整備箇所が七万四百三十四箇所あるが、六十年度末で整備率は一五%、地すべり危険箇所建設省所管分が二万七千九百三十五カ所あるが、整備率一七%、これは相当危ない数字ですね。一五%とか一七%ぐらいしか整備されていないことなので、これらは人命にかかることで、治山治水の工事の進捗というのは非常に重要なと思うんですが、先ほどからも議論がありますように、治水事業費が六

○政府委員（陣内孝雄君） 河川改修に当たりましては、特に堀川の場合は川そばまでビルとか住宅地が密集しております。これを川幅を広げ、しかも潤いと安らぎを与えるような環境の整った川にするというふうにいたしますれば、これはさりに周辺の町と一緒に成了した用地の確保といふことでも必要になつてくるわけで、そういう意味で都市再開発事業と一緒になつてこれを進める必要があるわけでござりますが、都市再開発事業の推進に当たりましては、当然のことながら民間活力というものを導入し、その力をかりなければならないというふうに考えておるところでございます。

九・四%などです。五ヵ年計画の推移を見ますと、一次が進捗率一八%，二次が一〇五%，三次が九七%，四次が九五%，五次が一〇〇%なので、七九%というのは異例の低さなんですね。

六次計画が目標とした整備率、その整備率の達成実績、これはどのぐらいになりましたか。

○政府委員(陣内孝雄君) 第六次治水事業五ヵ年計画におきましては、治水事業の計画額八兆二千五百億円に対しまして実績の投資額は六兆五千四百九十八億円でありますて、その達成率は七九・四%となっております。また、災害関連・地方単独費を含めた達成率は八一・一%でござります。また、整備目標に対する達成状況についてでございますが、これは災害関連と地方単独費を含めて整理しておりますので、大河川における戦後最大洪水に対する整備率では、当初計画で五%の引き上げを計画しておりましたのに對し、実績では四%にとどまつております。また、中小河川における時間雨量五十ミリに対する整備率について見ますと、当初計画では七%の引き上げを計画していたのでございますが、実績では六%にとどまつております状況でございます。

○上田耕一郎君 つまり、大河川については整備率が六二%にとどまり、中小河川については二四%にとどまっているということになるんですね。

次計画よりも二千五百億円少なくなつて三割減という状況なんですね。先ほどの御答弁だと、なぜ進捗率が七九・四%と異例の低さにとどまつたのかというとマイナスシーリング等々緊縮財政の結果だというお話をされども、この緊縮財政は、内需拡大の五兆円の話も出ておりますけれども、基本はなかなかもし変わらないとすると、第七次が進捗率一〇〇%になる保証、これはあるのかどうか。これがまず一番大きな懸念になりますけれども、いかがでしょうか。

○國務大臣(天野光晴君) それは上田先生十二分に御承知の上で話しておられると思うのであります。が、我々計画を立てる方はそれだけをやるという約束で計画を立てているわけでありますから、全力を尽くして毎年毎年の予算編成の段階においてこの問題を議論して、そしてできるだけ可能性のあるようを持つていきたいと思っておるのであります。が、たまたま財政再建というあの事態に引かれてしまつたわけですが、幸いという言葉を使っていいかどうかわかりませんが、去年から御承知のように相当額の、去年は中身が余り大きくなつたんですねけれども、公共事業の補正をやりました。ことしは中身十二分の予算をとりますが、恐らくこれはここ一两年では終わらないと思うんです。そういう観点で、今年度の場合は頑張り方によつては一〇〇%以上いくのではないか

とどう感じをいたしております。

○上田耕一郎君
五ヵ年計画で問題になるんすけれども、調整費問題です。先ほど河川局長は、今度計上されております二兆三千六百億の調整費、弾力的、機動的に対処すると言われたんだが、第六次については九千九百億計上されていたわけです。これは弾力的、機動的に対処できる項目であるはずなのに一錢も使われていない。進捗率は今の財政再建で七九多だったのに、なぜそういうときにこの調整費を弾力的、機動的に使えないのかということが疑問になりますね。

どうもこのころ調整費というのが非常にふえてきて、この前一銭も使ってないのに、今度は二倍以上の二兆三千六百億という数字が計上されてくる。これは本当に使えるのか。使えないとするにふえていますよということのため計上しているのではないかという疑問がやはり消えないんです。実際にどうなんですか。見せ金じゃなくて、計画的に五六年間でこの調整費をどういうふうに使うという計画があるのかないのか、お答えいただきたい。

○政府委員(陣内孝雄君) 第六次につきましては、おっしゃいますように、調整費を使うといふところまで至りませんで、むしろ治水の本体事業ならば治水事業本体を十分使い切った上でさらに対応すべき状況が新たに起こればこの調整費をもう一度それに当たるということであつたわけでもあります。ですが、そういう事態に至らなかつたというこ

けでございますけれども、今後の経済社会の動向

とかあるいは財政事情あるいは事業の進捗状況等を踏まえまして、三年後の見直しの時点におきまして適切な措置を講ずるよう努めてまいりたいと思います。

○上田耕一郎君 どうもわからんいんです。三年後見直しと言うのでしよう。第一年度は本体について一兆四千五十九億円、一七・六%で組んである。それで、計画どおり年六・三%伸ばして第二年度を入れると結局三六%になる。そうすると、あと三年残るわけです。本体の事業分はまだ五兆一千億円計算で残っているわけです。そこに調整費の二兆三千六百億円、これを合わせますと約八兆円近くになつてしまふ。これを本当に使うのか。三年後にどう見直すのか。

二年後の三年目に今から見直すと言つて、

二年後の三年目に今から見直すと言つた、で皆さん専事門家で我々よりはるかに全国の河川状況、ダムの状況を御存じなんで、それなら何でこそこの五ヵ年計画の予算で本体八兆円を例えれば

九兆円と組んで、調整費は一兆円減らして一兆三千六百億というふうになぜ組めないのか。大蔵省がうるさいわけじゃないんですね。僕はこの方がはるかに事業が進むし、国民も喜ぶし、建設省

もいいのだと思はれども、何で第六次計画の二倍以上の調整費ということにして本体は二千五百億円も減らすというやうなことをやるのか、どう

○国務大臣(天野光晴君) 考えておもわからんです。
ちよつと預けておいて
ください。何とか始末しますから、どうかひとつ
つ。それ以上答弁しようがありません。今いろい

る聞いているんです。済みませんですけれども、できるだけ使えるようにしますから、よろしくひとつ。

信頼して、中曾根さんは信頼できないけれども、天野さんは僕は信頼したいと思うんです。ぜひ、せつから組まれているんですから、使っていただ

いしておおだいのは、じゅしの11月11十四日の日

経に「公共事業予算の硬直化進む」という記事が載っていました。国庫債務負担行為などの義務的経費、これが特にダム事業でふえていて四割にもなっている。そうすると、もう新規事業できなく

なっているのじゃないかという記事があるんですねが、水資源開発公団などの民間借入金制度の導入等々、いろいろな指摘が書かれているんです。こ

○政府委員(陣内孝雄君) ダム事業の特殊な事情によりまして、つまり大規模な事業であるということから長期的に一体的な発注が必要だというところで國庫債務負担行為制度を行つておりますし、また用地買収と括してこれを取得する必要があるというようなことで、日也国債制度といふもののはどのぐらいに上っていますか。

地元住民の皆様へ、感謝の意を表すために、年々、六十二年度の支出分は全体で三千四百三十九万円とございましたけれども、そのうち千六百四十

億、つまり四八%がこういった過年度の契約分の
当年度支出費でございます。六十二年度以降につ
きましては、これが四千九百億円になつておるわ
けでございまして、これは今後ダム事業を円滑に

進めていくためには、これは前倒しという形で実施してきた結果のあれでございますけれども、今後円滑に進めていくためにはこの事業費の確保を

（上田耕一郎君）今、六十二年度で千六百四十四億というお答えがあつたんですけれども、六十二年

度の河川総合開発事業予算の四六・三%になる。ハ十一年度は千百億だつたというので、これはふれてゐるわけです。日経が、ダムが四割、住宅は二割になつて予算の硬直化が進んでいるという指

現状があるんですが、予算の硬直化が公共事業費でも進むというのは、事業を今後進めていく上で破綻要因になると思うので、こういう不健全な財政運営はやめないと思っていますが、最後に

第十二部 建設委員会會議録第四号

われて仕方なくやるというような姿勢ではなく、我が國自身の問題として積極的に取り組むべき問題で、天野建設大臣の五兆円補正予算に関連した発言では、減税を別枠にするなど、非常に前向き、積極的な姿勢を示され、日本の現状をよく理解されております。この点、深く敬意を表するものであります。

そこで、この二十九日に決定される緊急経済対策についての建設省としての見解をお伺いしたい。

まず、公共事業の拡大について、生活関連・社会資本整備促進のための大額な増加が必要と考えますか、この点どのように御認識をなされておりますか、お伺いをしたいと思います。

○国務大臣(天野光晴君) 問題は執行の状態なんですが、建設省は大体公共事業の七〇%を消化します。それで、省内の幹部に集まっていたときまして、一体補正でどれくらい消化できるのか、無責任なほど消化できるわけじゃありませんから、消化はどれぐらいできるという話をしましたところ、出てきた答えは事業量で七兆円でございました。それですから、その七兆円以内で予算の始末をしようと思って今努力しているところでございまが、幸いに自民党が五兆円を真水で出す、いわゆる国費で五兆円を出すという話があるものですから、五兆円本当に出されたのじゃ執行が間に合わなくなるわけであります。事業量にして大体十五兆ぐらいになるわけですから間に合わないの減税と公共事業は違うのです。それは、内需拡大政策の一端は減税もあるかもしれません、公共事業というのは、減税したから公共事業ができるわけじゃありませんから、そういう点で純粹な公共事業でやれ、約束は党で主張している五兆円以上ならということを今話をしておりますのであります。

なかなか五兆円難しいようであります、アメリカから指図されたからというようなことより

も、一体国内の円高対策はどうなっているのか、その始末をするのでもそれらしい金は出さなく

とどまつたところでございます。

○山田勇君 この治水事業の計画額を見ますと、

第六次五カ年計画は八兆二千五百億円であります。そこで、どうなりますか、ここ三、四日の勝負だと思いますが、私、自分の職をかけております。要するに私が賛成しなきや閣議は通りませんから、そ

のわり私は罷免される可能性が出てくるわけで

あります。

ですが、そこまで腹を決めていま闘つておるところでございます。御期待に沿えるだけとれそうだと今思つてゐるところであります。まだ結論は出でおりません。

○山田勇君 大変かたい御決意をいただきまして、ぜひ大臣、実力大臣としての力を遺憾なく発揮していただきたいと思います。

大臣は、今月の十二日の閣議の後の記者会見で、今年度補正予算に触れ、補正予算での公共事業は総額五兆五千億にしたいと発言をされておりますが、内需拡大の大額な公共事業の増大について、建設省としては国に対し強く主張すべきだ

と思ひますが、いかがでしょうか。ぜひ私はこの点、大臣に頑張つていただきたいと思います。

そこで、法律の質疑に移らせていただきますが、治山治水緊急措置法及び河川法の一部改正についてお尋ねをします。

第七次治水事業五カ年計画を策定し、治水施設の整備及び水資源開発を計画的かつ強力に推進することになつておりますが、第六次治水事業の進捗状況はどのような実績になつておりますか、お伺いをいたします。若干質疑重複するところがあると思いますが、簡単な御答弁で結構でございま

す。

第七次治水事業五カ年計画を策定し、治水施設の整備及び水資源開発を計画的かつ強力に推進することになつておりますが、第六次治水事業の進捗状況はどのような実績になつておりますか、お伺いをいたしました。若干質疑重複するところがあ

ります。

○政府委員(陣内孝雄君) 第六次治水事業五カ年

計画につきましては、その計画的な実施に努めたところでございますが、当初計画額の八兆二千五百億円に対しまして実績は六兆五千四百九十八億円にとどまりまして、七九・四%の進捗率と相なっております。

○山田勇君 次に、山地災害の危険地域が昭和五十三年、

五十四年度の前回調査に比べて増加をしておりま

す。これはどういう理由からでしょうか。また、

今後この法案が成立いたしましたなら、速やかに

つつきましては目標の七%に對して六%の進捗にとどまつたところでございます。

○政府委員(松田勇君) 五十三年、五十四年度の山地災害危険地域の調査におきましては危険地域が十三万一千カ所あつたわけでございますが、六年、六十一年度の調査におきましては七十六千カ所、その数が四万五千カ所増加したわけでござります。これが理由といたしましては、各種の開発等が山ろく地帯まで及んでおりまして、保全対象が大変ふえてきたということが一番大きな理由ではないか、このように考えております。

整備水準でございますが、六十一年度末現在におきまして整備に着手いたしておりますのは五万五千カ所でございまして、全体に占める割合は、着手率でございますが、三一%に相なつております。

○山田勇君 減額されて八兆円といふことで少なく

なっておりますけれども、第六次治水事業五カ年

計画の実績額に對しましてはその一・二倍が確保されてゐるのではないかと思います。人命、人家に直接影響を及ぼすことになりますので、早急に整備を進めるべきだと考えますが、第七次治水事業五カ年計画では山地災害の防止にどのように今後取り組んでいくのかお尋ねをしておきたいと

います。

○山田勇君 山地災害危険地域の整備が非常におこまして整備に着手いたしておりますのは五万五千カ所でございまして、全体に占める割合は、着手率でございますが、三一%に相なつております。

○政府委員(松田勇君) 国民の人命、財産にかかれてゐるのではないかと思います。人命、人家に直接影響を及ぼすことになりますので、早急に整備を進めるべきだと考えますが、第七次治水事業五カ年計画では山地災害の防止にどのように今後取り組んでいくのかお尋ねをしておきたいと

います。

○政府委員(松田勇君) 第六次治水事業五カ年

計画におきましては山地災害危険地区を最重点課題といたしまして事業の推進を図つてまいりました。

○山田勇君 河川法の改正によって市町村が河川事業を行えるようになつておりますが、実際には法改正が大幅におくれております。本改正によつて県と市町村との協議事業の実施について可及的速やかに事業が実施できるよう対処すべきである

と思いますが、この点最後に伺いまして私の質疑を終わらしていただきます。

○政府委員(陣内孝雄君) 河川行政の市町村参加

というのは市町村にとって非常に期待をされてい

るところでございます。したがいまして私ども、

今後この法案が成立いたしましたなら、速やかに

県と市町村との協議が円滑に進むよう指導してま

案文を朗読いたします。

治山治水緊急措置法及び河川法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案) 政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを

期すべきである。

進するため、新五箇年計画の完全達成に努めるとともに、三年後の見直しの検討に当たっては、整備の進捗状況等を勘案し、事業費の拡大に努めること。

二、都市の河川が貴重な公共空間となつてゐる現状にかんがみ、市町村長が行う河川工事等

の河川整備に当たっては、流域住民の意向を尊重するよう努めること。

三、市町村長が行う河川工事及び河川の維持に要する費用について、市町村に対する財政措

置の充実を図ること。
右決議する。

以上であります。
何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

委員長（鈴木和美君） ただいま大森君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行いま

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
委員長（鈴木和美君）全会一致と認めます。よ

本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に對し、天野建設大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許し

す。天野建設大臣。
國務大臣(天野光晴君) 治山治水緊急措置法及

河川法の一部を改正する法律案につきまして、本委員会におかれまして熱心な御討論をいた

き、ただいま全会一致をもつて議決されました
とを深く感謝申し上げます。

○委員長(鈴木和美君) 民間都市開発の推進に関する特別措置法案を議題といたします。まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。天野建設大臣。

○天野光晴君 民間都市開発の推進に関する特別措置法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

都市開発は、良好な市街地の形成と都市機能の維持及び増進に寄与するとともに、内需の振興、地域経済の活性化等の要請にこたえる上でも緊急の課題となっております。この場合、民間事業者の能力を活用しつつ推進していくことが極めて重要であります。

しかしながら、特に地方都市等における都市開発事業においては、その必要性が高いにもかかわらず、事業化が困難な場合が多く、新たな支援措置が必要であります。

このような観点から、この法律案を提出するところいたしました。

次に、その要旨を御説明申し上げます。

まず、建設大臣は、民間都市開発事業の推進を目的として設立された民法第三十四条の法人を、民間都市開発推進機構として指定するとともに、機関に対する政府の無利子貸し付け、債券に係る政府の債務保証等の支援措置を講ずることとしております。

○委員長(鈴木和美君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(鈴木和美君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

の要件を満たす事業についてその費用の一部を負担して参加すること、当該事業に要する費用に充てるための長期かつ低利の資金を融通すること等の業務を行うこととするとともに、その他の所要の規定を設けることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長（鈴木和美君） 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

うえましてその再開発の大きなか入れの柱として、こういう点からこの法案を取りまとめ、御提案申し上げておる次第でござります。

○一井淳治君 昨年の七月に金丸国務大臣が民活特命大臣に任命されまして、ただいま局長からも

お話をございました民間活力活用推進懇談会が設置されて、その報告書が出ておるようでござります

すけれども、この懇談会が設置された経緯とか検討されておる内容等につきまして、内閣の特命事項を担当されておる方のほうから御説明を頂いて、

○徳明賀（萬國久吉） 民間活力活用推進懇談会は、
項目を担当された方のいふが、徳明を願ひたい
いと思います。

昨年の九月に金丸副総理の私的諮問機関として設立されまして、その設立の趣旨は、今後の民活施

策を進めるに当たっての基本的方向、そういうものについて各界の有識者の意見交換を行うという

そこで設けられたものでございます。
それで、この懇談会はこれまで八回程度開かれ

ておりますけれども、一つは民間活力の活用施策推進に際しての基本的視点というような問題と、

それから大都市圏中心部における再開発、特に臨海部における再開発の問題、それからもう一点として、沿岸部における再開発の問題で、二つあります。

は、地方における民間活力の活用方策をうなづいて、どうな問題につきまして御審議いただき、御意見をうなづいて、いろいろござります。

○一井淳治君 各省がそれぞれ担当なさつておら

れるのじゃないかと思いませんけれども、各省の分担とかそういう問題についてはどのような検討になつておるんでしようか。それから、地方民活についてはどういうふうに進めるべきだというふうな内容になつておるんでしようか。

○説明員(菅野久君) 民活施策というのは、各省がそれぞれの持ち場を持ち場で担当しておるわけでござりますけれども、たゞ、かなり各省に横断的なプロジェクトというようなものもござります。そういうようなものにつきましてはお互に協調体制を十分にとれというような御議論もございました。

した。例えば東京臨海部の問題につきましては、関係各省並びに東京都から成る開発推進協議会といふようなものが設けられまして、そこでいろいろな基本的な方向につきまして御議論するというようなことがこの懇談会の意見を参考にして出てきましたよ。

それから、今御質問の地方民活につきましては、これが地域の活性化であるとかあるいは広い意味での国土政策的視点から非常に重要であるといふ御指摘がございましたけれども、これを進めに当たつては、やはり地方では、先ほど局長の方からも御説明がありましたが、採算性という問題が非常に重要である、したがつてそれ相応のインセンティブといいますか、そういうものを十分与えなければならぬというような御議論とか、そういうものが非常に弱体であるので、そういうものに対してもプロジェクトを事業化するまでの何らかの支援措置といいますか、そういうものが重要であるとか、あるいは交通インフラその他社会資本が脆弱な地域が多いわけですから、民活プロジェクトを進める前提としてそういう基盤整備りますか、そういうようなものの養成等々、いろいろな御議論がございました。

○一井淳治君 中曾根内閣が発足して以来、民活に非常に熱を入れておられるよう見受けられました。民活施設といいますか、地域リーダーといいますか、そういうようなものも非常に熱を入れておられるよう見受けられました。

す。これは、恐らく財政再建の名のもとに公共事業費を抑制しておられるので、反面、民活で内需を拡大しようというお考えではないかと思われます。しかし、現実は民活の目玉とも言われております一山の国有地払い下げ、それから東京湾横断道路にしましても無理をして民活の形式を整えておるというふうにも見られるわけでございまして、これまで民活が本当に有効に行われたということでお間から高い評価を受けておるような民活は残念ながらないじやないかというふうに思いましたけれども、建設大臣はこれまでの民活についてはどのように評価なさっておられるのか、将来民活についてはどのように進めていったらいいかというお考案なのか、このあたりについてお尋ねしたいと思います。

○國務大臣(天野光晴君) 今先生が申されましたように、一応中曾根内閣になつて民活をやろうといふことでプロジェクト、戸山ケ原の住宅とか今明石架橋とか東京湾横断道路というようなものを一応形づけております。これはこれからなんですが、東京駅の再開発が決定したらすぐに私上野の駅の再開発をやる。そして上野の駅から日暮里まで間をふたをして、上野の動物園の下の山に穴を開けて中に駐車場をつくり、中から出入りのヨンを建てれば、住宅地も十二分間に合うようになります。これは全部民活でやりたいという考え方を持つております。

○一井淳治君 先ほど、国鉄の線路にふたをして、その上に建築物をつくつたらいいじゃないかということを十五年も前に提案なさつておるといふことでござりますけれども、それが残念ながら実施できなかつたわけでござります。これは全部民活でやりたいという考え方を持つております。

○國務大臣(天野光晴君) いろいろ事情があるんです。私が提唱しまして、今国土庁で扱つて事務的に進めている問題があります。それは東京駅の再開発であります。私、今から十五年ぐらい前に東京の土地が非常に高くなりまして、今の国土利用計画法をつくったのはそのときであります。が、そういう関係からどうすればいいかというと、需要供給のバランスをとる以外に方法はないわけであります。それが東京には今あります。なぜか国鉄を隧道に入れたらどうだという主張を私は十五年前にやりました。ところが、もうだれも追つかけてくる人いないんですから、二階に上がってはしご取られたみたいな格好になつてお

つたわけですが、最近になつて、どうして通緩和を図り、各駅舎に上りと下り両端に一本ずつ高いビルディングを建てれば東京都内の地価の問題が抑えられるのじやないかと主張したんだが、最後にこういう問題が起きました。工事中に電車が通る、どうも安全の確保ができないといふのが当時国鉄からの言い分で、私も、仕事をやつきました。どのビルよりも早くできるわけではありませんから、これはどうしても進めたいと今考えております。

そうして、非常にマンションが高くなつたといふものですから、それじゃマンションもひとつやろうか、これはまだ正式に発足はしておりませんが、東京駅の再開発が決定したらすぐに私上野の駅の再開発をやる。そして上野の駅から日暮里までの間をふたをして、上野の動物園の下の山に穴を開けて中に駐車場をつくり、中から出入りのヨンを建てれば、住宅地も十二分間に合うようになります。これは全部民活でやりたいという考え方を持つております。

○國務大臣(天野光晴君) 御承知のように私は東北本線なんですが、赤羽の駅に行つてごらんになれば一目瞭然ですが、あの狭い駅の中に東北新幹線とそして池袋へ行くあの大工事をやっております。そして、恐らく一年以上かかるたと思うのですが、その期間中、事故一件も起きません。ダイヤも一本も運わないで工事を仕上げました。それですから、日本国鉄の建設技術は世界一だ。今度は絶対丈夫だというので今やつているものですから、今度はそういう反対がないようあります。何とか進むのじやないかなというような感じをしているわけであります。どうしてこれを進めなきや日本の経済破壊します。坪一億五千万で、住むところなくなりますから、そういう点でどうしてもこれはやりたいと今考えておるわけであります。

○一井淳治君 これまで第三次までの全総計画が行われまして、地方の振興ということが言われてまいりましたが、四全総の方は昨年の秋にも決定されたというふうに言われておったのに伸び伸びになつておるようでございます。いつごろ四全総が決定されて出てくるのか。最近、文書では出せないけれども、一応新聞記者に口頭の説明をするまでも、一方で地方の振興はどのように扱われていくか。地中での民活の推進についてはどうのように対処していくようになつていくのか。そのあたりの

ことにつきまして国土庁の方から御説明をお願い

○政府委員（星野進保君） 何点かのお尋ねでござりますが、四全総の策定はどうなつてあるかといふのが最初のお尋ねだと思ひますが、現在関係省庁といろいろ御意見を承りながら国土庁の案の取扱いまとめを行つてある段階でございます。それで、できますれば今月の二十八日に国土審議会に

おかけいたしまして、これは国土試案でござりますが、御議論をお願いしたいというふうに考えております。これは審議会の御判断でございますが、私どもの案を出したところで審議会がどのくらいの期間で御了承いただけるか、その調査審議ができるだけ私どもとしては早くお願いしたいというふうに考えて進めていきたいというふうに考えております。

それから第二点の、地方振興をどう考へてゐるかということとございますが、私ども、今度の四全縦の一つの考え方の中に多極分散型国土といふことを言つておりまして、東京への一極集中の是正、それを国土の均衡ある発展という形で地方が疲弊している部振興、あるいは現在かなり地方が面白もござりますので活性化をさせて、それで国土の均衡ある発展を図りたいという観点に立ちまして多極分散型国土ということを申し上げております。

ておりますように、地方都市がこれから大変大きな役割をしていただくことになるだろうという観点から、地方都市におきますいろいろな活性化の

阪近郊の諸都市といふやうなものについては、これは対象としていこうといふやうに考えております。

問題ということにつきまして、プロックの中心都市を初め県庁所在都市あるいは三、五万都市、そういうたよな都市に至るネットワークということを非常に重視しております。そこでございまして、特に御審議いただきておりますよう

それから、もちろん全國の諸地方都市はこれを対象とするというふうに考へておるわけでござりますが、それならば、なぜそういう例えば神奈川、それから埼玉、千葉のような東京近郊を対象とするのかと申しますと、ただいまの地価高騰の

な都市の再開発その他につきましての具体的な手法といったようなものについて、構想計画でござりますので、そう詳しくは書いてございませんが、私どもそういったような方向での考え方を示していきたいというふうに考えておる次第でございま

元凶と言ふべきよくなところは東京都二十三区、特に都心三区でござります。千代田、港、それから中央、この三区におけるビル需要というものが非常に高うございまして、これが地価の騰貴の引き金となっておるということでござります。

○一井淳治君　この法案についての説明ですが、地方都市を主として対象としているのだということを聞かされておりますけれども、そのように理解していいのかどうかという点をお尋ねしたいとす。

されば、その都心三区のビル需要に対処するにはどういう場所でビルを供給すればいいのかと
いうことになりますと、当然その地域内の先ほど
大臣が申し上げたような公的な、あるいは現在使
用されていない空間を有効活用するということも

思います。
そして、四条一項に「特に有効な地域として政令で定める地域」という政令でござりますけれども、どういうふうな内容が予定されておるのかと
いう点についてもお尋ねしたいと思います。

一つでございましょうが、都市近郊で、東京都内に立地するのを選択的にそちらの方も選択できるような神奈川、埼玉、千葉などの、そういうところにつきましてもある程度ビルあるいはそういう建物の末と、うものを共治いたしまして、とりあ

私たちの経験によりますと、地方ではなかなか民活といいましても採算ベースに乗らないことが多いまして、結局はこの法案をつくりましても大都市の民活に集中するのではないかという

えずその地価高騰の元凶となっている都心三区のビル需要を冷まそう、こういう点もこの法案で付隨的に考えているわけでございます。

しかし、主力としてはあくまでも地方というこ

ふうな心配もござりますので、その点もあわせて御質問いたしたいと思います。

とでございまして、現在私どもが各全国に対しましてどういう御希望があるかということを募っております。この機構の対象として募つております事業でも、七割以上がやはりそういう意味での三 大都市圏以外のプロジェクトでございます。

十三区、それから大阪市、名古屋市の旧市街地、こういう中心部におきましては非常に民間の活力が高く、既にビル建設の動向も非常に高いものがござります。したがいまして、こういう地域は除

○一井淳治君 できる限り大都市近郊より離れた小都市の方の民活を推進するようこの法案を御活用いただきたいというふうにお願いしたいものでござります。

こうというふうに考えております。しかし、その周辺部でございます例えは神奈川県とか埼玉県、千葉県、あるいは大阪周辺でございますとその大

ところで、この法案の第一条を見ますと、「良好な市街地の形成と都市機能の維持及び増進を図り」ということが目的とされておりますけれども

も、こういうふうな都市基盤の整備は、結局は民ではなくて官が積極的に推進していくべきではないか。特に我が国のように非常にもう都市基盤の整備がおくれているような場合には官の方が積極的にやらなくちゃならぬのじゃないかというふうに私は考えるわけでございますけれども、都市整備の面で民と官の役割分担、位置づけ等についてどのような御方針でいらっしゃるのか、御説明をいただきたいと思います。

○政府委員(北村廣太郎君)　ただいま御質問にもありました、私ども基本的には都市の公共施設の整備は公共側の役割だと思っております。当然のことながら、街路を通し、それから歩道を整備し、公園を整備し、広場をつくる、これ皆公共の仕事でございます。

ただし、良好な町づくりは公共部門だけでは到底できないわけでございます。いかに街路をよくし、あるいは公園、下水道を整備いたしましても、町並みを形成いたします建物をつくるのは、これは民間でございまして、放っておきますと、それが甚だ町づくりのために統一性のないばらばらのものになってしまう。例えば敷地がどんどん細分化されまして、ろうそくビル、鉛筆ビルみたいなものまで建つてくる。それではやはりいけないと考えますので、そういう敷地をおまとめていたときまして、そして一つのいい建物をお建てになる、しかもその場合にある程度一般の市民の方々が御利用いただけるよう、そういう例えれば室内空間とかあるいはバスの着所のために若干の敷地を提供いただくとか、そういうことになりますと、やはり一般的のいい町づくりに役立つわけでございます。

その節には、あるいは都市計画上の問題として容積率の割り増しをするととか、あるいはここへきてよう提案申し上げておりますこの特別措置法に基づく機構で低利の融資をし、あるいはその計画段階から御相談に乗るとか、そういうような形で官民共携手ましていい町づくりのためにそれを進めていき、このように考えておる次第でございま

१०

○一井淳君 この法案では、民間都市開発推進機構、省略して機構といふものが設立されまして、いわゆる参加業務と融資業務を中心とする業務を行うようにされておりますけれども、融資業務は政府が日本開発銀行等に無利子の資金を入れて、開銀等が民間事業者に直接融資をすれば足りるのじゃないか、参加業務の方も融資と官公庁の

指導とをあわせてやれば貰えるのじやないか、結局、機構の設立の必要が余りないのじやないかと、いう感じも強いわけでござりますけれども、この機構をつくる必要といいますか、どういうことからこの機構ということを考えておられるのか、御説明をいただきたいと思います。

申し上げたところにもございましたが、私どもではやはり市街地再開発あるいは町づくりで地方の諸都市の市長さんとかあるいは担当の方々からいろいろ御相談を受けます内容で一番大きいものが、どういうプロジェクトとしてまとめたら果たして再開発がうまく私どもの町に適合するのか、あるいは経済的な面で活性化につながるのか、こういうのが第一点でございます。もう一つは、であります、そういうだけいいプロジェクトにしたいのだけれども、そうなつてきますと必然的に、それを商業ビ

したがいまして、その第一の点、これは当然ながら、私ども建設省におきましてもあるいは県庁等におきましても、市役所なり経済界あたりの相談に乗るというのが本旨でござりますけれども、全国数千都市ありますものの御相談にきめ細かくはなかなか対応できないという悩みがあるわけでございます。その相談業務については、この機構そのものがもちろん相談に応ずる点もございましょうが、都市再開発も長年の歴史を経ておりますから、私ども建設省におきましてあるいは県庁等におきましても、市役所なり経済界あたりの相談に乗るというのが本旨でござりますけれども、

ので、元公共団体におられまして再開発に従事されました方々あるいは民間ですと再開発のプロセクトに参加されました方々等で再開発コーディネーター協会というようなものもおつくりになつたりして、要するにプロ集団というものができておるわけでございます。そういう方々にこの機構で費用を負担して、その市に派遣をする、何回も何回も行つていただいて御相談に応じ、具体的な例えれば解決策を提示するというようなこともこの機構でやりたいと考えておる次第でございます。

銀等によりまして政府が低利の資金を融通するだけ足るのではないかということをございましたが、確かに開銀は今までそういう機能も果たしてまいりました。しかし私ども、開銀とも實際そういう業務に従事いたしましてやや足らざる点があつたと思っておりますのは、開銀さんというのはやはりどうしても融資という点からそのプロジェクトを見る。そうしますと、採算の妥当性あるいはそのプロジェクトといふものの優良性といふものを比較いたしますと、純粋の地方都市よりはやはりある程度そういう経済活動が活発な都市の方に対しても有利なプロジェクトと判定せざるを得ない。それではやはりやや全体的な地方都市の開発

整備のために足らざるところがあるのではないか。
か。この機構によりますと、そもそもプロジェクト
の最初の段階から相談業務を受けますと同時に、
に、プロジェクトといしましての採算計算も豊
富な経験から厳密にいたしまして、単にプロジェ
クトの採算性の優良度ばかりではなくて、やはり
こういうプロジェクトについては開銀さんを通
しますけれども、開銀が今まで貸してまいりまし
たよりもや低利の融資を、しかも方向づけまし
ていたすことができる、こういう面で地方都市の
特に採算性の悪い未経験な都市の再開発にとつて
はこういう機構というものがぜひとも必要ではな
いかということでお願いしているわけでございま
す。

○
井淳治

○一井淳治君 四条の二項によりますと、融資義務について協定を結んで行わせるというふうになつておりますけれども、民間事業者への資金貸し付けの権利義務は民間事業者とだれとの間で発生するのでしょうか。

○政府委員(北村廣太郎君) 例えば金銭の貸借契約と申しますか、融資のそういう法的面で言いますると、開銀さんにお願いした以上は開発銀行と

れから融資を受ける民間でございます。大抵の場合は、公共もある程度出資した第三セクターの会社といふような、民は民でもそういうややハム色の色彩もついたような民になることもあろうかと思ひますけれども、そういうところと開発銀行との間でいわゆる契約が成立する。したがいまして、それに対する直接の立場は機密といたる名前

は立たないわけでござりますけれども、しかしお手伝いするという点もございますので、開銀さんとの間ではいろんなお約束事をして、そしてこの機構がこういうプロジェクトに融資してほしいと言えば、開銀さんの方でもそれに対しても優先的に融資する、そのような方向づけだけはいたしたい、こんなことで協定を結び、開銀が責任を持つて融資する、このような仕組みを考えた次第でござります。

○一井澤治君 機構は債券発行などによって資金を集めるようでござりますけれども、機構が集めた資金の金利と、それから開銀に寄託する場合の金利と、もう一つ開銀が民間事業者へ貸し付けた場合の金利、この関係はどうなるんでしょう。

○政府委員(北村廣太郎君) ただいま、予算編成時に大蔵省と決めましたものと現実の金利動向とに非常に変わってきておりまして、再調整でござりますけれども、十二月の予算編成時点におきまして私どもが合意いたしました内容は、以下御説明するような点でございました。

まず、無利子資金といたしまして私どもの都を開発資金それから道路特会それから運輸省さんとの間でございまして私どもが合意いたしました内容は、以下御説明するような点でございました。

港湾特会、これから五十五億円を無利子で機構の方に入れるわけでござります。それから、政府保証債ということで債券を発行させていただきます。これがその当時の金利水準がらいまして六・一二三%ということで二十三億円を調達するということを考えておりました。それから、政府保証のつかない長期プライムレートによる民間借り入れとすることで百二十三億一千万ばかりを予定しております。これは当時の金利によりますと六・四%になります。つまり、無利子の金と六・一二三と六・四%の金をそれぞれ調達いたしまして、そして当時の材役金利は六・〇五でござ

○一井淳治君 機構が集めた金額を開銀等に寄託
藏省の横並びで調整いたしまして、そしてこれを
状態でございますので、再度他の金融機関とも大
きな金利が大幅に低下しておりますまし
て、さらに再度の見直しも考えておられるような
うということで考えていたわけでございます。
いましたそれから〇・五五引きました。これはほ
かにも例がございますが、そういう一応のルール
と申しますか、いろいろなルールがございます。
これで開銀からの貸出金利を五・五%にする。つ
まり財投金利よりも〇・五五安い五・五%で貸そ
うということで考えていたわけでございます。

するわけでござりますけれども、その場合、機構としてのいわゆるもうけ部分といふものはないんでしょうか。集めたお金はもうそのまま開銀の方へ寄託してしまって、機構としては金利面でプラスアルファをつけることはないんでしょうか。

○政府委員(北村廣太郎君) これは機構としても当然事務的経費等も必要といたしますので、必要最小限のものはこの集めました金利と開銀に対して寄託する金利との差として予定しております。

○一井淳治君 その場合の金利としてどれくらいをお取りになるんでしょうか。どれくらい上乗せさせるんですでしょうか。

○政府委員(北村廣太郎君) まだ正確に定めてはおりません。他の金融機関等の例等々も参考とし

1

[View all posts by admin](#) | [View all posts in category](#)

[View Details](#)

Journal of Health Politics, Policy and Law, Vol. 35, No. 4, December 2010
DOI 10.1215/03616878-35-4 © 2010 by The University of Chicago

Digitized by srujanika@gmail.com

ながら、財政当局とも相談してまいりたいと存じます。

○一井淳治君 私はこの機構といふものの設立についてどうも納得がいかない点も少なからずあるわけでございます。貸し付けをする場合に機構が貸し主にならない、そして機構から開銀に対してもお金を寄託する場合の金利がどうなるかはつきり

わからぬわけでござりますけれども、金利が大きくなりましてと機構はますますもつてつくらぬ方がいいようになつてきますし、この機構をつくることによりまして新しい公團をつくるといいますか、そんなふうなことにならないよう、行政の簡素化に反しないよういろいろと今後御注意をいただきたいというふうに思うわけでござります。

○政府委員(北村廣太郎君) 民間の銀行、金融機関それから一般的な産業界というふうなものをたまたま考えております。
どうして機関の内容でございまいか、日本ではついてはどういった人を予定なさつておるんでしょうか。

きたい”というふうに思います。特に、民間の者をもつて出資者に加えた場合には、それぞれ意図するところがあつて出資をしてくると思うんですけど、それとも、そのあたりのこともありますので、もう少し

ます。

○政府委員(北村廣太郎君) 集めますと申しますが、財團法人をつくるということでござりますの
で、財團法人に出捐いただく金額としてはただいまのところ五十億というものを想定しております。
す。これは単年度で全額御出捐いただくわけではなくして、できれば早期ではございますが、場合によつては二年ないし三年で満額というようなことを考えておる次第でございます。

役員としてどういった人を予定しておられるのか、もう少し詳しいお話を聞きたいと思います。
○政府委員(北村廣太郎君) 銀行と申しました。その中には、政府関係の金融機関でございます日本開発銀行それから北海道東北開発公庫、場合によつては沖縄というようなものを想定しております。これについては、例えば開銀さん等につきま

しては既に出捐の意思あり——実はこれは法律が成立していない段階でございますが、法律の成立を前提として出捐の意思ありというようなことを承つておる次第でございます。

それから、組織の点でござります、これにつきましては、開発等もこれを寄託によつて使うといふことは組織の簡素化も一つの目的としているわけでございまして、開発については既に地方に支店がございます。ある程度長年の業務経験とスタッフもそつておりますので、それらをおかりすることによって機構としての独自の貸し出しの出先等を必要としないというふうなことも考えていい

る次第でござります。できるだけ簡素、必要最小限の組織というものを考え方まして、それが過大なる事務費によって貸付先に対して負担を転嫁しないように心がけてまいりたいと思います。

○一井清治君 機構も相当の経費を必要とすること思いますけれども、できる限り経費がかからないよう、そしてまた民間から人を集めの場合にも大いにやる気のある人を集めていただいて、機構

うに思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

を利用させていただいた場合にどの程度の経済的なメリットがあるのか、そういう点をお尋ねしたいわけですがあります。融資制度は、建築物をつくることを予定されているのだと思いますけれども、大体どの程度の金額の規模のものをお考えであるのか、そしてそれを利用した場合に民間事業者は安い金利のお金を使わしてもらえるということ

○政府委員(北村廣太郎君)　この制度では住宅の含まるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○一井淳治君 それから四条一項一号に「参加」

というのをございますか、どういったふうなことを予定されているのか、具体的な事例等を挙げて御説明をいただきたいと思います。

○政府委員(北村廣太郎君) 参加業者と申しますのは、具体的な再開発プロジェクトに資金を持つて共同事業者として参加するということでございます。具体的には、再開発組合等をつくります場

合に総合員として構成員の音になるところ形ございましょうし、純粹の民間の株式会社スタイルであるということになりますと、みずからがその株式会社との共同事業者という形でそのいわば頭を二つ持つことに対する区け所を有するといふ

○一井謹治君 それから、これまで補助の対象にうかと存じます。

なるような案件についてもこの法案の融資対象となり得るのでしょうか、どうでしようか。

○政府委員(北村廣太郎君) 再開発の補助対象となつてゐるそういう再開発事業についてもこの機

構の事業対象となります。しかし、当然のことながら、補助対象として補助金を受けている、そういう例えは基盤整備等に係る部分については融資対象等とは考えておりません。

○一井澤治君 それから、四条一項三号に「基礎的調査の実施に対する助成」という項目がござりますけれども、この内容はどうなんでしょうか。それから、これは有料なんでしょうか、どうなんでしょうか。

○政府委員(北村廣太郎君) これは、最初にも申し上げましたとおり、地方都市になつてみますと再開発事業をやりたいという意欲があるわけでございます。それに対しまして、果たしてそれが成り立つのかどうかということに対して、いろいろな基礎的なといいますか、基盤的な調査といふのが必要なわけでございます。これに対しまして

この機構としてそれを手助けするために頭脳的な面での応援もいたしますが、資金面での応援もするということです。

○一井淳治君 それから、この建物等が完成した

後の援助や指導でございますけれども、地方での現地のプロジェクトなど見ておりますと、ビルができるテナントは入つたけれどもお客様さんが集まつてこないためにテナントが経済的に困つて立ち退いていくというふうな事例も非常に多いように思いますけれども、やはりこういったふうな法案をおつくりになつた以上は、一応建築物等の完成後も援助や指導をしていただいて、特に地元の公

共団体とか経済団体に働きかけて大いに利用してもらつたところがあるのは利用者の会をつくるとか、いろいろ完成後の援助や指導も引き続いてお願ひしたいかないと、やりつ放しではかえつて倒産する民間事業者をつくり出すなど、マイナス面も出てくると思いますので、完成後の援助や指導についてはどのようなお考えがありますのか、お尋ねしたいと思います。

○政府委員(北村廣太郎君) 私ども再開発の成功例も知つておりますけれども、そういう意味での民間も含めましたいろんな事後に問題を残した例等も知つておるわけでございます。

一例を申しますと、貸しビル部分を何回か考えたところが、冷暖房を考えますのに、若干経費を節約するためにフロア貸しを想定いたしまして一フロア全部冷房したり暖房したりするというような冷暖房の仕組みをそもそもつくつてしまつたわけでございます。そうしますとフロアを分割して貸せない、一括貸し以外にないということでございまして、なかなかテナントが見つからない、そんな例もございますので、そういうノーハウを私ども自身も持つておりますし、この機構に恐らく派遣されるあるいはその機構に参ります職員等もそういう知識を持つた者が参加すると思いますので、まず転ばぬ先のつえということで、そういう失敗がないようにいたしたいと思います。万一一その後の運営についてふぐあいが生じた場合もアフ

ターケアをして、いろいろ子細に御相談に応じ、そのプロジェクトを最終的に成功に導くように努めたいと思います。

○馬場富君 今この法案について幾つか御質問を

されました。都市開発事業に対しまして融資が目的の一つは団体と理解できるわけであります。が、既に開銀等でも都市開発に融資をするといふことについての実績も持つておりますが、行革等が大きく課題となつておるときにこのような実は機構をつくる必要があるのかどうかという点です。私はそういう点で、やはり建設省とあわせて総務厅に、民活は必要であるけれどもこのよ

うな融資機構をつくる必要があるのかどうかといふ点をちょっとお尋ねいたします。

○政府委員(北村廣太郎君) 私どもも総務厅とは既に予算編成の段階でいろいろ御意見を交換し、御了解を得てまいつたわけでございますけれども、この機構の目的と申しますのが地方都市の民間都市開発の支援活動をすることということでございまして、具体的な中身としては、いろいろプロジェクトの事前からの御相談あるいは調査検討に対する費用の援助、それから事業段階におきましては融資業務あるいは具体的に共同者として参加する、このようなことを考へておるわけでござります。確かに御質問にもございましたとおり、既に開銀等に都市再開発事業に対する融資とい

ういう機構をつくるのがよろしいのではないか。しかも、その資金についてはこれを財團という形にして一〇〇%民間の出捐に仰ぎ、なおかつ活動そのものは、例えば開銀等を使うことによつて組

織そのものはかなり簡易なものとするというふうなことをいろいろ総務厅とも御相談申し上げましたと地方振興、内需拡大の目的にも合うであろうというふうなことで御了解いただいた、このようなことでございます。

○馬場富君 私は、機構をつくることについ

ては、民活そのものは理解できますが、融資機構を果たしてつらなければならぬかということについて非常に疑問な点があるわけです。中曾根内閣が発足以来、財政再建を目標にして緊縮財政路線を歩んできたわけですが、その中で内需拡大策として専ら民間活用のことが随分やかましく言われている。民間活力の活用に規制緩和あるいは公

的事業への民間資金の導入等がかなり考へられておりました。民間活力の導入といふのは今までも民間活力活用に対するどのような措置が講ぜられましたか、また、これらが主として内需拡大にどのように効果をあらわしてきたか、どのように効果を期待しておるのか、そこら辺のところをひとつお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(北村廣太郎君) 建設省としてこれまでも民間活力活用に対するどのような措置が講ぜられておりました。民間活力の導入といふのは今までも民間活力活用に対するどのような措置が講ぜられましたか、また、これらが主として内需拡大にどのように効果をあらわしてきたか、どのように効果を期待しておるのか、そこら辺のところをひとつお

す。それからもう一つは、民間が本来持つております活力というものを引き出そうということでおさいます。これはただいまお答え申し上げておりますこの機構もございましょうが、一つは規制緩和という面で、民間のいろんな自発的な活力をあら申しますと地方振興、内需拡大の目的にも合うであろうというふうなことで御了解いただいた、このようなことでございます。

○馬場富君 そこで私は、この機構の問題は別としまして、民間活力の導入といふのは今までも

の上にも必要だということは理解するわけです。事業とかあるいは例えば都市計画、建築関係の規制緩和、この二つの方向で民間活力の活用を図つてまいりまして、その事業につきましてはそれが廃止しても構わないというようなものについては廃止いたしますといわゆる規制緩和でございま

す。この二つの流れがあろうかと存じます。建設省といたしましては、やはりどうしても必要な道路事業とかあるいは例えは都市計画、建築関係の規制緩和、この二つの方向で民間活力の活用を図つてまいりまして、その事業につきましてはそれが廃止しても構わないというようなものについては廃止いたしますといわゆる規制緩和でございま

す。この二つの流れがあろうかと存じます。建設省といたしましては、やはりどうしても必要な道路事業とかあるいは例えは都市計画、建築関係の規制緩和、この二つの方向で民間活力の活用を図つてまいりまして、その事業につきましてはそれが廃止しても構わないというようなものについては廃止いたしますといわゆる規制緩和でございま

す。この二つの流れがあろうかと存じます。建設省といたしましては、やはりどうしても必要な道路事業とかあるいは例えは都市計画、建築関係の規制緩和、この二つの方向で民間活力の活用を図つてまいりまして、その事業につきましてはそれが廃止しても構わないというようなものについては廃止いたしますといわゆる規制緩和でございま

す活力といふものを引き出そうということでおさいます。これはただいまお答え申し上げておりますこの機構もございましょうが、一つは規制緩和といふことについての実績も持つておりますが、行革等が、既に開銀等でも都市開発に融資をするといふことについての実績も持つておりますが、行革等が大きく課題となつておるときにこのような実は機構をつくる必要があるのかどうかという点です。私はそういう点で、やはり建設省とあわせまして、総務厅に、民活は必要であるけれどもこのよ

うな融資機構をつくる必要があるのかどうかといふ点をちょっとお尋ねいたします。

○政府委員(北村廣太郎君) 私どもも総務厅とは既に予算編成の段階でいろいろ御意見を交換し、御了解を得てまいつたわけですが、その中で内需拡大策とも、この機構の目的と申しますのが地方都市の民間都市開発の支援活動をすることと、この二つの流れがあろうかと存じます。建設省といたしましては、やはりどうしても必要な道路事業とかあるいは例えは都市計画、建築関係の規制緩和、この二つの方向で民間活力の活用を図つてまいりまして、その事業につきましてはそれが廃止しても構わないというようなものについては廃止いたしますといわゆる規制緩和でございま

す。この二つの流れがあろうかと存じます。建設省といたしましては、やはりどうしても必要な道路事業とかあるいは例えは都市計画、建築関係の規制緩和、この二つの方向で民間活力の活用を図つてまいりまして、その事業につきましてはそれが廃止しても構わないというようなものについては廃止いたしますといわゆる規制緩和でございま

す。この二つの流れがあろうかと存じます。建設省といたしましては、やはりどうしても必要な道路事業とかあるいは例えは都市計画、建築関係の規制緩和、この二つの方向で民間活力の活用を図つてまいりまして、その事業につきましてはそれが廃止しても構かないというようなものについては廃止いたしますといわゆる規制緩和でございま

す。この二つの流れがあろうかと存じます。建設省といたしましては、やはりどうしても必要な道路事業とかあるいは例えは都市計画、建築関係の規制緩和、この二つの方向で民間活力の活用を図つてまいりまして、その事業につきましてはそれが廃止しても構かないというようなものについては廃止いたしますといわゆる規制緩和でございま

す。この二つの流れがあろうかと存じます。建設省といたしましては、やはりどうしても必要な道路事業とかあるいは例えは都市計画、建築関係の規制緩和、この二つの方向で民間活力の活用を図つてまいりまして、その事業につきましてはそれが廃止しても構かないというようなものについては廃止いたしますといわゆる規制緩和でございま

す。この二つの流れがあろうかと存じます。建設省といたしましては、やはりどうしても必要な道路事業とかあるいは例えは都市計画、建築関係の規制緩和、この二つの方向で民間活力の活用を図つてまいりまして、その事業につきましてはそれが廃止しても構かないというようなものについては廃止いたしますといわゆる規制緩和でございま

す。この二つの流れがあろうかと存じます。建設省といたしましては、やはりどうしても必要な道路事業とかあるいは例えは都市計画、建築関係の規制緩和、この二つの方向で民間活力の活用を図つてまいりまして、その事業につきましてはそれが廃止しても構かないというようなものについては廃止いたしますといわゆる規制緩和でございま

す。この二つの流れがあろうかと存じます。建設省といたしましては、やはりどうしても必要な道路事業とかあるいは例えは都市計画、建築関係の規制緩和、この二つの方向で民間活力の活用を図つてまいりまして、その事業につきましてはそれが廃止しても構かないというようなものについては廃止いたしますといわゆる規制緩和でございま

らないようなものに投資したってこれはどうしようならぬということで、やはり民活の活用につくても、これからそういう使い方が一番私は問題になるのじゃないかと思うんです。そういう点でこの緊急経済対策等も考えられたわけでございますけれども、ここあたりでこの活用については、世間は見ておりますよ、内需拡大のために使うということは。だが、それは果たしてどのようない効果があらわれるかということで、実際効果が上がらなかつたら、これは大問題ですね。だから、実際の効果は期待が薄いという意見が随分多いわけですが、そこあたりのところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(北村廣太郎君) 既に予算要求段階で私ども下調査をしておりまして、全国的にこの機構ができましたらどの程度の事業規模があるだろうかというようなことを調べてまいつたわけでございます。現在まで全国で四十ないし五十のプロジェクトが、この機構ができたらこの機関の融資対象あるいは参加をお願いしたいというようなことで手を上げてきてるわけでございます。

ただ、私ども現在見ています段階で、必ずしもすぐに着工できるものばかりではございませんが、かなりの程度熟度の高いプロジェクトもございまして、現在、初年度といいたしまして、もし法律が成立いたしますと、十月一日にこの機関が発足したものといいたしまして、この機関が持ちます資金と参加の費用をもあまして総額二千億程度のプロジェクトでございますから、全国例えば四、五十と申しますと、一ヵ所当たりに直しまして五十年後にならうか。一年間で完成するわけじやございませんから、あそこでこそこの規模と申しますか、実施可能な規模であろうかと考えておりまます。

○馬場富君 そこで一つには、先ほど大臣が非常に熱心に二十年前からの東京駅の再開発の問題、

あわせて上野駅等の再開発の問題を言われましたが、僕は、大臣が熱心に取り組んで二十年間も頑張つてこられたということには敬意を表しますけれども、実際その問題は、大臣の発想は悪いとは言いませんが、今は遅過ぎたのじゃないか。二十年前には非常に効果があつたが、今この問題をしても、ここで議論が生ずる問題というのは、先ほど大臣がこの話の前に言われましたあの首都圏の一点集中化の問題です。これがある以上、地方の開発は、相当の僕は政府に一つは投資の覚悟が必要なだけ動かないと思うんです。

この首都圏の集中というのかつての状況とは違つてしまつて、もう今東京は庶民が住める東京じゃないです。いわゆるオフィスが群がる東京になりました。これが地価の高い、ほとんど上昇率においてもこと一、二年というものは、東京が断然トップです。そういうような状況下で庶民が住める住宅のようものは到底私は考えられないのが東京になつてしまつた。学者の説からいけば、もう巨大化け物のよう、日本の東京ではなく世界の東京だという感じの実は首都圏集中なんですね。これをやはり私たちがこれらの公共事業を内需拡大の上でひとつコントロールしなかつたならばえらいことになつてしまつというふうな話を私たちは考える。東京駅のこともそれはあります、つくつてみたところで、そこに入るビルやそういうものは相当やはり大きい資本を持つ会社か、あるいは住宅についても高級の人しか入れない住宅になつてしまつたのじゃないか、もう東京には住めない状況になつてしまつたのじゃないか。

○馬場富君 そこで、これは一つ例をとります。地方におきまして、単に地方の時代ということをなさい、あるいは一市町村の活動の段階から、県がグループをつくりまして、あるいは市がグループをつくりまして、東京一点集中に対抗して地方の振興を図ろうと、こういう芽が生じておりますので、私どもこの機関も一つのてこ入れといいたまおります。

○馬場富君 そこで、これは一つ例をとります。今年度六十二年度の建設計画の中にもありますけれども、やるたびに東京へ集まつてしまつて、やはりそういう芽を伸ばし、地方の振興、東京一点集中の抑制を図つてまいりたいと考えてます。

○政府委員(北村廣太郎君) 私どもも悩みを同じ

ゅうするわけでございまして、東京集中というのは、地価高騰について最も最大の原因の一つでござります。しかし、近ごろ地方としても、単に国の施策を待ち望んでいるばかりではなくて、独自のやり東京に対抗して地方の振興を図る機運というものが生じてきているわけでございます。

一つが例えば仙台市を中心としました、東北大学とかあるいは東北財界とか一緒になりまして構想を立てておりますインテリジェントコスモスと、やはり東京に対抗して地方の振興を図る機運といふのが生じてきているわけでございます。

心といたしまして東北各県の経済界とそれから大学、これが手を結びまして、仙台を一つの拠点として東北全体をネットワークで結ぶ情報の拠点などを御協力を申し上げなければならないと考えております。

○国務大臣(天野光晴君) プロジェクトによりますと、何は長くとも四、五年ででき上がるような短期的なものと金利等の考え方が出でくると思うのですが、十年以上かかるプロジェクトになりますが、十年以上かかるプロジェクトになりますとなかなか難しいところがあるのではないかと思います。

しかし、日本の国民は世界でも金持ちだそうでありますし、日本の政府は世界一の貧乏の国でありますから、この際内需拡大を広げるとすればどうして地元の圧倒的な意見なんですが、これはどうですか。

○國務大臣(天野光晴君) プロジェクトによりますと、何は長くても四、五年ででき上がるような短期的なものと金利等の考え方が出でくると思うのですが、十年以上かかるプロジェクトになりますが、十年以上かかるプロジェクトになりますとなかなか難しいところがあるのではないかと思います。

しかし、日本の国民は世界でも金持ちだそうでありますし、日本の政府は世界一の貧乏の国でありますから、この際内需拡大を広げるとすればどうして地元の圧倒的な意見なんですが、これはどうですか。

しかし、日本の国民は世界でも金持ちだそうでありますし、それがいつ損のする仕事は國が、市町村あるいは県、公共自治団体がやるわけでありますから、損のしない仕事をやつぱりやらせなきやいけないわけでありまして、そこらあたり非常に選択が将来のことを考えますと難しいと思うのであります。そこは十二分検討いたしまして、民間から御協力願えるような形の上に立つて仕事を進めていきたいと思っております。

○馬場富君 大臣の退席する時間でありますので、また後見えてから質問いたしますが、特に私はこの席で伊勢湾岸道路や名古屋の環状二号線の意味について伺ひました。参議院の建設委員会の皆さん方も調査を行つていただきました。

実は、なぜ僕がそういう公共事業、民活の中でも最優先でやらなきゃいかぬかというと、愛知県の交通事故死、一番なんですよ。いい話じゃありません。ところが、これはやはり高速道路の態勢等がおくれ、市内を通過する国道級の大きな道路、特に名四国道あたりが名古屋の中央を通過します。そのためにそこで起る事故死というのが随分多いわけですよ。そういう点で一番だから、いろんな公共事業の投資の中でもそういう人命にかかるもの、それから効果の上がるものの、こういう形で選択権をきちんととして投資を行つていかねばいかぬじゃないか。だから、より便利なことはまずさておいて、人命にかかるるような問題がある。それを早くやっていくということで、私はこの委員会で随分主張してきました。だから伊勢湾の間に橋をつくつて海を通してしまふとする、ああいうものは市内を通らせないと、うことで、これは一つは便利な点もあるが、人の命を救うための重要な道路なんです。あれは交通事故死一番の名古屋を救おうとするためにやつておる対策の一つなんですよ。

そういう点で、私は今後の民活の問題等も含めまして、今一挙にこのことに力を入れていただき必要があると思うから実は大臣に言つておるわけですけれども、このことについて前の水野さんと木部さんとそれから江藤建設大臣には実は現地に来いただきました。一応軌道には乗つたが、今後やっぱり環状二号線、あわせて北陸自動車道等も入ってきます重要な道路事業プロジェクトが推進されておるわけですから、大臣足がお悪いので私申しわけないと思うんですが、なかなか予算委員会でも頑張られた往年の猛者ですから、そんなことでヘリコプターでも結構ですから、ぜひこの

国会が終了したら現地を一遍見ていただきたいと、こう思いますが、いかがですか。

○国務大臣(天野光晴君) 実は今、湾岸道路、私はこの席で伊勢湾岸道路や名古屋の環状二号線の意味について伺ひました。参議院の建設委員会の皆さん方も調査を行つていただきました。

実は、なぜ僕がそういう公共事業、民活の中でも最優先でやらなきゃいかぬかというと、愛知県の交通事故死、一番なんですよ。いい話じゃありません。ところが、これはやはり高速道路の態勢等がおくれ、市内を通過する国道級の大きな道路、特に名四国道あたりが名古屋の中央を通過します。そのためにそこで起る事故死というのが随分多いわけですよ。そういう点で一番だから、いろんな公共事業の投資の中でもそういう人命にかかるもの、それから効果の上がるものの、こういう形で選択権をきちんととして投資を行つていかねばいかぬじゃないか。だから、より便利なことはまずさておいて、人命にかかるるような問題がある。それを早くやっていくということで、私はこの委員会で随分主張してきました。だから伊勢湾の間に橋をつくつて海を通してしまふとする、ああいうものは市内を通らせないと、うことで、これは一つは便利な点もあるが、人の命を救うための重要な道路なんです。あれは交通事故死一番の名古屋を救おうとするためにやつておる対策の一つなんですよ。

そういう点で、私は今後の民活の問題等も含めまして、今一挙にこのことに力を入れていただき必要があると思うから実は大臣に言つておるわけですけれども、このことについて前の水野さんと木部さんとそれから江藤建設大臣には実は現地に来いただきました。一応軌道には乗つたが、今後やっぱり環状二号線、あわせて北陸自動車道等も入ってきます重要な道路事業プロジェクトが推進されておるわけですから、大臣足がお悪いので私申しわけないと思うんですが、なかなか予算委員会でも頑張られた往年の猛者ですから、そんなことでヘリコプターでも結構ですから、ぜひこの

国案をしているんです。これは、豊橋から九州まで一直線に持つていくという計画を立てまして、当時井上君はまだ道路局長にならなかつたのかなーともかくもやつたんです。伊勢湾に橋をかけて、そして和歌山県から徳島へ橋をかけて第二の東海道線をつくろうというので計画をしたんです。それで、今度伊勢湾の湾岸道路をやるということが、残念なことに、私の案が悪かつたのかもしれません。御協力を願えなかつたのですからそのままになつてしましました。

それで、今度伊勢湾の湾岸道路をやるというところで、非常に私うれしく思つておるのであります。できれば、現地の状態もありますし二号環状線との問題もありますから、国会が終わりましたら、一回日を見て出かけていきたいと思っておりますから、そのときはよろしくひとつ御協力をお願い申し上げます。

○委員長(鈴木和美君) 午後五時二十分再開することとし、休憩いたします。

午後四時五十一分休憩

午後五時二十五分開会

○委員長(鈴木和美君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

休憩前に引き続き、民間都市開発の推進に関する特別措置法案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○馬場富君 先ほどの質疑に引き続きまして、もう一つ名古屋を中心とする民活のプロジェクトの推進の中で国鉄の笹島の跡地の活用の問題が今度は焦点になつております。これについては地元では焦点になつております。これについては地元の処分に当たりましては資産処分審議会の意見を聞いて処分を進めるわけですが、こういった土地についての利用計画の検討を行うために資産処分審議会に部会を設けまして、地域部会といふような名称になるかと思いますが、こういった部会を各地域ブロックごとに設けまして、その検討結果なりを踏まえて適切に処分を行つていくという

これは推進されておるようござりますが、この問題につきましては先日清算事業団からも理事長が現地に見えたような状況でござりますが、運輸省の方からはこれに対する進捗状況、あわせまして案を立てるんです。これは、豊橋から九州まで一直線に持つていくという計画を立てまして、当時井上君はまだ道路局長にならなかつたのかなーともかくもやつたんです。伊勢湾に橋をかけて、そして愛媛県の三崎から九州へ橋をかけて第二の東海道線をつくろうというので計画をしたんです。それで、今度伊勢湾の湾岸道路をやるということが、残念なことに、私の案が悪かつたのかもしれません。御協力を願えなかつたのですからそのままになつてしましました。

最初に先生御指摘の、杉浦理事長が先日名古屋が、残念なことに、私の案が悪かつたのかもしれません。御協力を願えなかつたのですからそのままになつてしましました。

それで、今度伊勢湾の湾岸道路をやるというところ、地方雇用対策部、そういう部がございまして、そこでの問題もありますし二号環状線との問題もありますから、そのときはよろしくひとつ御協力をお願い申し上げます。

○委員長(鈴木和美君) 午後五時二十分再開することとし、休憩いたします。

午後四時五十一分休憩

が、一点集中化からもっと地方分散型の予算を、しかも効率の上がるよう考へていただきたい。そういう点で、先ほどの伊勢湾岸道路の関係も、ちょうど道路局長が見えましたから、やはり大きい民間プロジェクトを推進するには呼び水の公共投資が必要です。思い切った推進をしなきゃいかぬと思ふんです。そういう点で、緊急経済対策もまだ予算化の問題等は進んでおりませんが、予算化の中で呼び水の公共投資も思い切ってやつてもらつて、地元の民間活力も大いに協力しようと、それからこの機構は、行革の立場からいくと、私は非常に問題点があると思うんです。だからこそ、このために民間の創意工夫やあるいは民間のノーハウを十分に活用したそういうものではなければ、つくつたことがかえつて逆効果になつてしまふので、その点について、大臣も名古屋に来ていただきました。そこで、この御答弁いただきたいと思います。

○國務大臣(天野光晴君) もう先生御承知のよう

に、現在のままでいくと東京一点集中的に推進されることは、これは間違いないわけありますから、そういう点でこの法律がひとり歩きしないよう、そしてこの法律の趣旨のとおりに地方都市の再開発が伴つてくるような方向に持つていくよう努力をいたします。

○政府委員(鈴木道雄君) 今先生御指摘の伊勢湾岸道路でございますが、現在十二キロの区間について事業をしておりまして、そのうち三キロはもう供用を開始しております。それで、六十二年度には名港中央大橋及び名港東大橋を含む五キロの区間について事業化を決定いたしまして、御指摘のように民間資本を使った民間活力の利用ということで事業を六十二年度に着工することにしておりまして、上半期に事業着手ができるよう今準備を進めているところでございます。

○上田耕一郎君 この特別措置法は民活関係の法案なんですが、先ほども一井委員が機構の問題に

ついでいろいろ質問されておられましたけれども、非常にたくさんのお問い合わせを含んでいます。ところが、会期末でわずか二時間という審議時間で、これでは国会がこういう重要な法案についてどれだけの審議をしたのかという点では国民に十分な責任を果たせないと思うので、私は非常に遺憾だということをまず指摘しておきたいと思います。

中曾根内閣の民間活力導入政策の功罪が先ほどから問題になつておりますが、先日の委員会で私は国公有地の民間への払い下げの問題を取り上げて、大臣も、東京の地価暴騰の大きな原因だ、三年は凍結が必要だという主張を述べたことがあります。しかし、この口実とされてもこの民活といふのはほとんど役に立つてないということが指摘され始めています。

建設省は、五十八年七月十四日「規制の緩和等による都市開発の促進方策」、これを出して以来、民活の施策を次々に打ち出してきました。ここに建設省の予算パンフから挙げたものがありますけれども、五十九年七つ、六十年九つ、六十一年九つ、ことしになつてからも都市活力再生拠点整備事業の創設等々で十六も打ち出しているんですね。私、これを全部足してみたら、五十八年は入つてないけれども、五十九年からでも四十一打ち出している。大分笛を吹かれているんですね。

ところが、日本経済新聞、五月十八日に特集が出まして、「民活、笛吹けど踊らす」というのが見出しへます。これを見ますと、通産、郵政、運輸、建設の四省などなど各省合わせて対象プロジェクト百件、事業規模で約三兆円、関連投資を含めると十兆円、これが当初の皮算用だった。ところが、政府が対象に指定したのはわずかそのうち三つ。よく千三つ屋といふのは言いますが、百三つ屋といふ程度のことです。日経はこう書いてある。「鳴り物入りでのスタートにもかかわらず、民活法は内需拡大には全くといつていいほど役立たずの状態だが、その理由は」として、効果はこれから、田高不況の波の問題、それから助

成策が魅力がない等々挙げているんです。

それで、私たち

おとしは資本流出額十九兆円とまで言われて

いるが、世界最大の債権国になつて、おとしは資本流出額十九兆円とまで言われて

いるが、世界最大の債権国

○政府委員(北村廣太郎君) 都市開発資金は、本來的に土地の取得が困難な大都市及びこれに準ずるような地区におきまして、一つは用地の先買いをするという点が一つございます。それからもう一点は、公共施設の整備のために、例えば工場跡地等、こういうふうにまとまつた出物がありまして場合にこれを取得しておく、このような都市施設の整備とそれから一般的な都市の再整備のための用地の取得と、この二点から設けられた制度でございます。

○上田耕一郎君 貸し付ける相手とそれから利率。地方公共団体だけでしょう、その相手は。

○政府委員(北村廣太郎君) 相手は地方公共団体でございます。

○上田耕一郎君 利率は。

○政府委員(北村廣太郎君) 利率は、工場跡地の

買い取りについて四・七%、それから都市施設用

地につきましては五・二%ということでございま

す。

○上田耕一郎君 つまり、都市開発資金というの

は、地方公共団体だけに対し十年償還で四・

七%から五・二%、こういうものなんでしょう。

それを今度はつまり民間資本に無利子で二十年償

還というのですから、物すごい優遇ですよ。これ

は、僕は都市開発資金の趣旨に反すると思うんだ

けれども、大臣、いかがですか。

○政府委員(北村廣太郎君) 従前の都市開発資金

の貸し付け対象は確かに公共団体ということでございました。その目的は、本来的にはやはりより

よい町づくりということでございましたので、そ

の同じ都市開発資金の枠を拡大いたしまして、そ

して民間の方によりよい町づくりのパートナーと

して御参加いただき、そのためには公共資金から御

援助申し上げる、こういう第三の道を開いたのが

この制度だと考えておる次第でございます。

○上田耕一郎君 極めて異常な優遇だと思うんで

すね。

第二番目に、債券発行が認められている。法務

省にお伺いしますけれども、民法法人に債券発行

業会社がある。しかし、この東京湾横断道路とい

うのは商法の法人なんですよ。こういう民間法人

が政府保証債を出すのは、つまり今度の機構が二

番目なんです。しかし、あれは商法法人だったわ

けだから、民法法人に対して政府保証債を政府が

申しあげたいと思いますが、一般的に民法法人が

債券を発行することができるかどうかという問題

につきましては、法律上の明文の規定がございま

せんので、解釈にゆだねられているわけでござい

ますが、これは例えば商法で株式会社が社債を発

行する場合には、それなりの社債権者、つまり債

券を買った人にに対する種々の保護の措置が定めら

れています。これに対しまして民法上は、民法法人につきましてはそのような規定

は全くないわけでございますが、私どもとして

は、一般的な解釈としては、民法は民法法人が債

券を発行して公衆から資金を集めることを予定し

ていないのでないかというふうに考えるわけで

す。したがいまして、特別の法律で特別な規定を

置きましたして、ある特定の民法法人についてだけこ

れを許容するような規定があれば別でございます

が、そうでない限りは、やはりこれを解釈で債券

発行を認めるのは一般的な債権者保護の見地から

問題があるのじゃないかというふうに考えており

ます。

○上田耕一郎君 今法務省が言われたように、こ

の民法法人というのは出資者に対する保護規定が

ありませんから、一般的には債券発行というのを

認めていないというのがこれまでの立場なんです

ね。それに対して今度認めてしまふ。しかも、商

法では商法法人に対する債券発行限度が決まって

いるんですね。今度は、この民法法人に対する

商法で決まっている限度の十倍の限度、こういう

ものを与えているわけです。これも極めて異例な

んですね。それから政府保証債、それをその中の

一部は政府が保証するということになつていての

が、この政府保証債を民間法人に認めた例とし

ては東京湾横断道路があるんですね。その建設事

業会社がある。しかし、この東京湾横断道路とい

うのは商法の法人なんですよ。こういう民間法人

が政府保証債を出すのは、つまり今度の機構が二

番目なんです。しかし、あれは商法法人だったわ

けだから、民法法人に対して政府保証債を政府が

申しあげたいと思いますが、どうですか。

○説明員(細川清君) お答え申し上げます。

これは民法のごく一般的な解釈論として御説明

申し上げたいと思いますが、一般的に民法法人が

債券を発行することができるかどうかという問題

につきましては、法律上の明文の規定がございま

せんので、解釈にゆだねられているわけでござい

ますが、これは例えば商法で株式会社が社債を発

行する場合には、それなりの社債権者、つまり債

券を買った人にに対する種々の保護の措置が定めら

れています。これに対しまして民法上は、民法法人につきましてはそのような規定

は全くないわけでございますが、私どもとして

は、一般的な解釈としては、民法は民法法人が債

券を発行して公衆から資金を集めることを予定し

ていないのでないかというふうに考えるわけです。

○上田耕一郎君 利率は。

○政府委員(北村廣太郎君) 利率は、工場跡地の

買い取りについて四・七%、それから都市施設用

地につきましては五・二%ということでございま

す。

○上田耕一郎君 貸し付ける相手とそれから利

率。地方公共団体だけでしょう、その相手は。

○政府委員(北村廣太郎君) 相手は地方公共団体

でございます。

○上田耕一郎君 利率は。

○政府委員(北村廣太郎君) 利率は、工場跡地の

買い取りについて四・七%、それから都市施設用

地につきましては五・二%ということでございま

す。

○上田耕一郎君 貸し付ける相手とそれから利

率。地方公共団体だけでしょう、その相手は。

○政府委員(北村廣太郎君) 相手は地方公共団体

でございます。

○上田耕一郎君 利率は。

○政府委員(北村廣太郎君) 利率は、工場跡地の

買い取りについて四・七%、それから都市施設用

地につきましては五・二%ということでございま

す。

○上田耕一郎君 貸し付ける相手とそれから利

率。地方公共団体だけでしょう、その相手は。

○政府委員(北村廣太郎君) 相手は地方公共団体

でございます。

○上田耕一郎君 利率は。

○政府委員(北村廣太郎君) 利率は、工場跡地の

買い取りについて四・七%、それから都市施設用

地につきましては五・二%ということでございま

す。

○上田耕一郎君 貸し付ける相手とそれから利

率。地方公共団体だけでしょう、その相手は。

○政府委員(北村廣太郎君) 相手は地方公共団体

でございます。

○上田耕一郎君 利率は。

○政府委員(北村廣太郎君) 利率は、工場跡地の

買い取りについて四・七%、それから都市施設用

地につきましては五・二%ということでございま

す。

○上田耕一郎君 貸し付ける相手とそれから利

率。地方公共団体だけでしょう、その相手は。

○政府委員(北村廣太郎君) 相手は地方公共団体

でございます。

○上田耕一郎君 利率は。

○政府委員(北村廣太郎君) 利率は、工場跡地の

買い取りについて四・七%、それから都市施設用

地につきましては五・二%ということでございま

す。

○上田耕一郎君 貸し付ける相手とそれから利

率。地方公共団体だけでしょう、その相手は。

○政府委員(北村廣太郎君) 相手は地方公共団体

でございます。

○上田耕一郎君 利率は。

○政府委員(北村廣太郎君) 利率は、工場跡地の

買い取りについて四・七%、それから都市施設用

地につきましては五・二%ということでございま

す。

○上田耕一郎君 貸し付ける相手とそれから利

率。地方公共団体だけでしょう、その相手は。

○政府委員(北村廣太郎君) 相手は地方公共団体

でございます。

○上田耕一郎君 利率は。

○政府委員(北村廣太郎君) 利率は、工場跡地の

買い取りについて四・七%、それから都市施設用

地につきましては五・二%ということでございま

す。

○上田耕一郎君 貸し付ける相手とそれから利

率。地方公共団体だけでしょう、その相手は。

○政府委員(北村廣太郎君) 相手は地方公共団体

でございます。

○上田耕一郎君 利率は。

○政府委員(北村廣太郎君) 利率は、工場跡地の

買い取りについて四・七%、それから都市施設用

地につきましては五・二%ということでございま

す。

○上田耕一郎君 貸し付ける相手とそれから利

率。地方公共団体だけでしょう、その相手は。

○政府委員(北村廣太郎君) 相手は地方公共団体

でございます。

○上田耕一郎君 利率は。

○政府委員(北村廣太郎君) 利率は、工場跡地の

買い取りについて四・七%、それから都市施設用

地につきましては五・二%ということでございま

す。

○上田耕一郎君 貸し付ける相手とそれから利

率。地方公共団体だけでしょう、その相手は。

○政府委員(北村廣太郎君) 相手は地方公共団体

でございます。

○上田耕一郎君 利率は。

○政府委員(北村廣太郎君) 利率は、工場跡地の

買い取りについて四・七%、それから都市施設用

地につきましては五・二%ということでございま

す。

○上田耕一郎君 貸し付ける相手とそれから利

率。地方公共団体だけでしょう、その相手は。

○政府委員(北村廣太郎君) 相手は地方公共団体

でございます。

○上田耕一郎君 利率は。

○政府委員(北村廣太郎君) 利率は、工場跡地の

買い取りについて四・七%、それから都市施設用

地につきましては五・二%ということでございま

す。

○上田耕一郎君 貸し付ける相手とそれから利

率。地方公共団体だけでしょう、その相手は。

○政府委員(北村廣太郎君) 相手は地方公共団体

でございます。

○上田耕一郎君 利率は。

○政府委員(北村廣太郎君) 利率は、工場跡地の

買い取りについて四・七%、それから都市施設用

地につきましては五・二%ということでございま

す。

○上田耕一郎君 貸し付ける相手とそれから利

率。地方公共団体だけでしょう、その相手は。

○政府委員(北村廣太郎君) 相手は地方公共団体

でございます。

○上田耕一郎君 利率は。

○政府委員(北村廣太郎君) 利率は、工場跡地の

買い取りについて四・七%、それから都市施設用

地につきましては五・二%ということでございま

す。

○上田耕一郎君 貸し付ける相手とそれから利

率。地方公共団体だけでしょう、その相手は。

○政府委員(北村廣太郎君) 相手は地方公共団体

でございます。

○上田耕一郎君 利率は。

○政府委員(北村廣太郎君) 利率は、工場跡地の

買い取りについて四・七%、それから都市施設用

地につきましては五・二%ということでございま

す。

○上田耕一郎君 貸し付ける相手とそれから利

率。地方公共団体だけでしょう、その相手は。

○政府委員(北村廣太郎君) 相手は地方公共団体

でございます。

○上田耕一郎君 利率は。

○政府委員(北村廣太郎君) 利率は、工場跡地の

買い取りについて四・七%、それから都市施設用

地につきましては五・二%ということでございま

す。

○上田耕一郎君 貸し付ける相手とそれから利

率。地方公共団体だけでしょう、その相手は。

○政府委員(北村廣太郎君) 相手は地方公共団体

でございます。

○上田耕一郎君 利率は。

○政府委員(北村廣太郎君) 利率は、工場跡地の

買い取りについて四・七%、それから都市施設用

地につきましては五・二%ということでございま

す。

○上田耕一郎君 貸し付ける相手とそれから利

率。地方公共団体だけでしょう、その相手は。

○政府委員(北村廣太郎君) 相手は地方公共団体

予想されないのか、予想されるとすればその防止対策をどういうふうにお考えなのか。まずこちらのところを。

○国務大臣(天野光晴君) 東京都内とか今の地価高騰につながっている地域でこれをどんどんやればあるいは相当なものになると思うのであります

が、いわゆるそういうふうな格好に持つていろいろとする地域をやるんですから、地価にはそれほど地方都市の方は影響がないのではないかと考えておりますが。

○青木茂君 そうすると、むしろ土地を買うのだから仕方がないというわけですか。影響がないと

いうわけですか。

○国務大臣(天野光晴君)いや、例えば私福島で

すが、福島で今建設省が考へている程度のプロジェクトをやつて土地が高騰するなんということはありません。それを私は言つておるわけです。

○青木茂君 東京みたいに高騰することはないにしても、土地が上昇気流に乗つてくるということは考へられるんじゃないですか。

○政府委員(北村廣太郎君) 実例でお答えした方がいいと思いますが、例えば駅前整備のような場合に、ある程度事業が進捗しました段階で一般的に土地の評価額が上がる、売買実例ではございません、評価額が上がつてくるということは今までもあるわけでございます。ただ、それが例えば市街化の整備に伴う土地の正当な評価である範囲内にほんどの場合としまして、土地の異常な騰貴を促すという段階まで地方都市では行つてないと考えております。

○青木茂君 私が一番心配するのは、こういうものができそだぞ、そんなら周辺を買っておけといふような形の土地高騰が出ないだろうかというのを心配しているのですね。

○政府委員(北村廣太郎君) 御質問の趣旨、よくわかりました。

過大な期待を地元に持たせ、それが土地の空買いにつながる、このようなことを御心配のようですが、十分そういうことのないようになりますが、

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

のが決まっておりますので、都市計画に決められた土地の利用の範囲内で例えば再開発地区に隣接いたしまして中高層の住宅地があるということになりますと、そこにはもう商業施設ははいられないということが明らかでございますから、商業施設を自當とした土地買いといふものの対象にならないというような形でやはり一定の歴史があろうかと思います。

○青木茂君 最後に大臣にお伺いしたいんです。

くどいようですがれども、こういうプロジェクトがある場合には、非常に私どもは地価高騰を心配している。国土利用計画法なんかにも、土地が異常に上がった場合は知事が許可制にするというのがありますね。あれは余り発動されたことがないそなうだけれども、それはともかくとして、すべての問題について地価を抑えることこそアルファなんだということ、ひとつ事業をどんどん推進願いたい。その点 大臣に伺つて終わります。

○國務大臣(天野光暉君) 青木先生の御意見どもつともだと思ひますし、そういうおそれのないよう指導をさせるようにいたします。

○青木茂君 わかりました。終わります。

○委員長(鈴木和美君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、遠藤要君が委員を辞任され、その補欠として上杉光弘君が選任されました。

○委員長(鈴木和美君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(鈴木和美君) 御異議ないと認めます。

それで、これより採決に入ります。

民間都市開発の推進に関する特別措置法案に反対の討論を行います。

地域開発は、地域住民の参加のもとに、地方自治体が開発の結果と見通しを明確にし、地域の総合的な発展と環境保全、公害と災害の防止の観点を貫くことが必要です。そのためには科学的、総合的な環境影響評価を初め、計画の最初から実施段階まで住民と地方自治体による監視と規制が貫かなければなりません。

ところが、中曾根内閣の民活路線の都市開発は、このような民主的な地域開発とは反対に、地域開発を大企業に任せ、その利益を確保するため多くの必要な規制を外していくとするものであります。このような地域開発が住民を追い出し、人の住めない町をつくっていくことはこれまでの実例から明白です。日本共産党は、民間が行う都市開発を一般に否定するものではなく、本法案の対象となる民間都市開発の広い範囲の中には地方の中小企業などが活用できる側面もあることを認めるものです。しかし、本法案の本質は、大企業本位、住民と自治体を議論にする都市開発を地方都市にまで押し広げ、地方財政にも一層の負担を加重することとなる新たな制度となっており、賛成できません。

しかも、そのため税金による都市開発資金などから無利子の融資を行うなど非常な優遇措置を行おうとしているのであります。これは地方公共団体の土地取得の資金を確保するために設けられた都市開発資金の本来の趣旨を逸脱するものであります。ましてや、地方公共団体に対する貸付条件と比べても格段に民間都市開発推進機構への貸し付けを優遇する本法案は、民主的な都市開発を困難にし、地方都市開発をゆがめるものと言わざるを得ません。

また本法案は、商法法人として初めて政府保証債の発行を認めた東京湾横断道路建設事業株式会社に統じて、民法法人に対する初の政府保証債発行を認めております。民間都市開発推進機関は、収支予算、事業計画が大臣の認可制にな

つているとはいえ、このような民間の政府保証債発行を次々と拡大することは国の財政のあり方とまでも問題であります。

地方の民主的開発のためには、住民参加を前提とした地方自治体のニシアチブの發揮が重要であり、そのために必要な制度的、財政的な支援体制を確立することこそが果たすべき責務であることを強調して反対討論を終わります。

○委員長(鈴木和美君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(鈴木和美君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木和美君) それで、これより採決に入ります。

民間都市開発の推進に関する特別措置法案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鈴木和美君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○大森昭君 私は、ただいま可決されました民間都市開発の推進に関する特別措置法案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民

会議、民社党・国民連合及びサラリーマン新党、参議院の各派共同提案による附帯決議案を提出いたしました。

○大森昭君 私は、ただいま可決されました民間都市開発の推進に関する特別措置法案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民

会議、民社党・国民連合及びサラリーマン新党、参議院の各派共同提案による附帯決議案を提出いたしました。

案文を朗読いたします。

案文に対する附帯決議案

民間都市開発の推進に関する特別措置法

案に対する附帯決議案

民間都市開発の推進に関する特別措置法

案に対する附帯決議案

民間都市開発の実

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、地方都市等における民間都市開発事業の実

方公共団体の街づくり計画との整合性及び周

辺住民の意向について十分配慮意するとともに、地価の高騰を招くことのないよう努めるこ

と。

三、民間都市開発推進機構の運営に当たっては、その業務が円滑に行われるよう無利子資金の貸付け等について十分配慮するとともに、地方公共団体の財政負担をもたらすことがないよう留意すること。

なお、地元中小企業の利用についても配慮すること。

右決議する。

以上であります。何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(鈴木和美君) ただいま大森君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

○委員長(鈴木和美君) 本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鈴木和美君) 多数と認めます。よつて、本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(鈴木和美君) ただいま大森君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

○委員長(鈴木和美君) ただいまの決議に対し、天野建設大臣から発言を求められておりますので、この際これを許します。

○委員長(鈴木和美君) 天野建設大臣。

○委員長(天野光暉君) 民間都市開発の推進に

関する特別措置法案につきましては、本委員会におかれまして熱心な御討議をいただき、ただいま議決されましたことを深く感謝申し上げます。

今後、審議中ににおける委員各位の御高見や、ただいま議決になりましたことを深く感謝申し上げます。

○委員長(天野光暉君) 今後、審議中ににおける委員各位の御高見や、ただいま議決されましたことを深く感謝申し上げます。

○委員長(天野光暉君) ここに、委員長はじめ委員各位の御指導、御協力に対し深く感謝の意を表し、ごあいさつといたします。

○委員長(天野光暉君) 今後、審議中ににおける委員各位の御高見や、ただいま議決されましたことを深く感謝申し上げます。

○委員長(天野光暉君) ここに、委員長はじめ委員各位の御指導、御協力に対し深く感謝の意を表し、ごあいさつと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(天野光暉君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時十八分散会

五月十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、重度身体障害者に対する建設行政に関する請願

請願（第六三五二号）（第六四四四号）第六四四五号

四五号

第六三五二号 昭和六十二年五月六日受理

重度身体障害者に対する建設行政に関する請願

請願者 兵庫県川西市清和台東二ノ三ノ二

紹介議員

中西 一郎君

有料道路通行料金割引制度の対象範囲を拡大して、障害児者のために介護者が運転する自動車を含めるようにされたい。

理由

日常生活、社会生活における重度障害者の足として使用している障害者用自動車について、障害者が運転する場合のみ有料道路通行料金半額割引の対象となつていて、障害児者のために介護者が運転する場合は、運転中といえども不測の身体運動や姿勢傾斜等に注意しなければならず、障害児者の弱い体力、抵抗力に気づかいながら休憩をとるなどの苦労は、自ら自動車を運転する障害者の比ではない。障害児の定期診察とりハビリ訓練のための通院、障害児義務教育の通学、自動車運転免許証取得の不可能な重度障害者の通院、訓練その他のすべての外出行動は、自動車によるほか手段がない。障害児者のために介護者が自動車を運転する場合も、有料道路通行料金を半額にすべきである。

第六四四四号 昭和六十二年五月七日受理

重度身体障害者に対する建設行政に関する請願

請願者 新潟県中蒲原郡村松町下戸倉一、

紹介議員 長谷川 信君
この請願の趣旨は、第六三五二号と同じである。

第六四四五号 昭和六十二年五月七日受理
重度身体障害者に対する建設行政に関する請願

請願者 山口県光市島田一ノ七ノ一六 筝

紹介議員 松岡満壽男君

この請願の趣旨は、第六三五二号と同じである。

第五月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、民間都市開発の推進に関する特別措置法案

民間都市開発の推進に関する特別措置法案

（目的）

第一条 この法律は、民間事業者によって行われる都市開発事業を推進するための特別の措置を定めることにより、良好な市街地の形成と都市機能の維持及び増進を図り、もつて地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「公共施設」とは、道路、公園、広場その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

第三条 この法律において「民間都市開発事業」とは、民間事業者によつて行われる次に掲げる事業をいう。

一、特定民間都市開発事業（第二条第二項第一号に掲げる民間都市開発事業のうち地域社会における都市の健全な発展を図る上でその事業を推進することが特に有効な地域として政令で定める地域において施行されるもの及び同項第二号に掲げる民間都市開発事業をい

う。以下この条において同じ。）について、当該事業の施行に要する費用の一部（同項第一号に掲げる民間都市開発事業にあつては、公共施設並びにこれに準ずる避難施設、駐車場

一、都市における土地の合理的かつ健全な利用及び都市機能の増進に寄与する建築物及びその敷地の整備に関する事業（これに附帯する事業を含む。）のうち公共施設の整備を伴うものであつて、政令で定める要件に該当するもの

二、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第四条第六項の都市計画施設のうち政令で定めるものの整備に関する事業であつて、同法第五

十九条第四項の認可を受けたもの

（民間都市開発推進機構の指定）

第三条 建設大臣は、民間都市開発事業の推進を目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の財團法人であつて、次条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、民間都市開発推進機構（以下「機構」）

を行うこと。
（民間都市開発事業の基礎的調査の実施に対する助成を行うこと。
（民間都市開発事業を施行する者に対し、必要な資金のあつせんを行ふこと。
（民間都市開発事業の推進に関する調査研究を行うこと。

六、前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二、機構は、前項第二号に掲げる業務については、日本開発銀行、北海道東北開発公庫及び沖縄振興開発金融公庫（以下「日本開発銀行等」という。）とそれぞれ次に掲げる事項をその内容に合む協定を締結し、これに従いその業務を行うものとする。

一、機構は、日本開発銀行等に對し、前項第二号の融通に必要な資金を寄託すること。

二、日本開発銀行等は、機構が推薦した特定民間都市開発事業を施行する者に對し、前項第二号に規定する費用に充てるための資金の貸付けを行うこと。

三、利息その他の第一号の寄託の条件に関する事項及び前号の貸付けの条件の基準に関する事項。

四、その他建設省令で定める事項。

三、機構は、前項の協定を締結しようとするときは、あらかじめ、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

四、その他の建築物の利用者及び都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設（以下この条において「公共施設等」という。）の整備に要する費用の額の範囲内に限る。）を負担して、当該事業に参加すること。

五、機構は、前項の協定を締結しようとするときは、あらかじめ、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

六、前項の規定による貸付金の償還方法は、政令

第五条 政府は、機構に對し、都市開発資金の貸付けに關する法律（昭和四十一年法律第二十号）第一項第二項の規定によるものほか、前条第一項第一号及び第二号に掲げる業務を要する資金のうち、政令で定める道路又は港湾施設の整備に關する費用に充てるべきものの一部を無利子で貸し付けることができる。

二、特定民間都市開発事業を施行する者に對し、当該事業の施行に要する費用（第二条第二項第一号に掲げる民間都市開発事業にあつては、公共施設等の整備に要する費用）に充てること。

との協定に係るものにあつては大蔵大臣に、機構と北海道東北開発公庫又は沖縄振興開発金融公庫との協定に係るものにあつては内閣総理大臣及び大蔵大臣に協議しなければならない。(主務大臣)

第十七条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 機構の財務及び会計その他管理業務に関する事項については、建設大臣

二 第四条第一項各号に掲げる業務のうち港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項の港湾施設に係るものに關する事項については、運輸大臣

三 第四条第一項各号に掲げる業務に關する事項(前号に規定する事項を除く。)については、建設大臣

(日本開発銀行法等の特例)

第十八条 日本開発銀行等は、日本開発銀行法(昭和二十六年法律第八号)第十八条第一項、北海道東北開発公庫法(昭和三十一年法律第九十七号)第十九条及び沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第十九条第一項の規定によるものほか、日本開発銀行については大蔵大臣、北海道東北開発公庫及び沖縄振興開発金融公庫にあつては内閣総理大臣及び大蔵大臣の認可を受けて、機構に拠出することができる。

二 前項の規定により日本開発銀行等が拠出する場合においては、日本開発銀行法第五十一条第一項の規定により大蔵大臣の認可を受けなければならぬ場合」と、同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに民間都市開発の推進に關する特別措置法第十八条第一項の規定による拠出」とし、北海道東北開発公庫法第三十八条第一号中「場合」とあるのは「場合並びに民間都市開発の推進に關する特別措置法第十八条第一項の規定により内閣総理大臣及び大蔵大臣の認可を受けなければならない場合」と、同

条第三号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務及び民間都市開発の推進に關する特別措置法第十八条第一項の規定による拠出」とし、沖縄振興開発金融公庫法第三十九条第一号中「場合」とあるのは「場合並びに民間都市開発の推進に關する特別措置法第十八条第一項の規定による拠出」とする。

三 第四条第一項各号に掲げる業務に關する事項(前号に規定する事項を除く。)については、建設大臣の認可を受けなければならない場合」と、同条第三号中「又は附則第五条の業務」とあるのは「若しくは附則第五条の業務又は民間都市開発の推進に關する特別措置法第十八条第一項の規定による拠出」とする。

四 第十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、建設省令で定めることとする。

五 第二十条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第十二条の規定による主務大臣の処分に違反した者

三 第二十二条第八条第一項、第三項又は第七項の他の従業者が機構の業務に關し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、機構に對しても、同条の刑を科する。

四 第二十二条第八条第一項、第三項又は第七項の規定に違反して認可を受けなかつたときは、その過料に処する。

(罰則)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(都市開発資金の貸付けに關する法律の一部改正)

第二条 都市開発資金の貸付けに關する法律の一項に次の一項を加える。

第一条第一項中「前条の」を「前条第一項の」に改め、「前条第一号」を「同項第一号」に改め、同条第二項中「前条第一号」を「同項第一号」に、「同条第二号」を「同項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第二項に次の一項を加える。

2 前条第二項の規定による貸付金は、無利子とする。

3 第二条に次の二項を加える。

4 前条第二項の規定による貸付金の償還期間は、二十年(五年以内の据置期間を含む。)以内とし、その償還は、元金均等半年賦償還の方法によるものとする。

(都市開発資金通特別会計法の一部改正)

第三条 都市開発資金通特別会計法(昭和四十一年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

1 「貸付け」の下に「及び同条第二項の規定による民間都市開発推進機構に対する貸付け」を加える。

2 第一条中「第一条」を「第一条第一項」に改め、「貸付け」の下に「及び同条第二項の規定による民間都市開発推進機構に対する貸付け」を加える。

3 第二条に次の一項を加える。

4 第二条第一項に次の一項を加える。

5 第二条第一項に次の一項を加える。

6 第二条第一項に次の一項を加える。

7 第二条第一項に次の一項を加える。

8 第二条第一項に次の一項を加える。

第二条 都市開発資金の貸付けに關する法律の一項に次の一項を加える。

第一条第一項に次の一項を加える。

第二条第一項に次の一項を加える。

第三条第一項に次の一項を加える。

第四条第一項に次の一項を加える。

第五条第一項に次の一項を加える。

第六条第一項に次の一項を加える。

第七条第一項に次の一項を加える。

第八条第一項に次の一項を加える。

第九条第一項に次の一項を加える。

第十条第一項に次の一項を加える。

第十二条第一項に次の一項を加える。

第十三条第一項に次の一項を加える。

第十四条第一項に次の一項を加える。

第十五条第一項に次の一項を加える。

第十六条第一項に次の一項を加える。

第十七条第一項に次の一項を加える。

第十八条第一項に次の一項を加える。

第十九条第一項に次の一項を加える。

第二十条第一項に次の一項を加える。

第二十一条第一項に次の一項を加える。

第二十二条第一項に次の一項を加える。

第二十三条第一項に次の一項を加える。

第二十四条第一項に次の一項を加える。

第二十五条第一項に次の一項を加える。

第二十六条第一項に次の一項を加える。

第二十七条第一項に次の一項を加える。

第二十八条第一項に次の一項を加える。

第二十九条第一項に次の一項を加える。

第三十条第一項に次の一項を加える。

第三十一条第一項に次の一項を加える。

第三十二条第一項に次の一項を加える。

第三十三条第一項に次の一項を加える。

第三十四条第一項に次の一項を加える。

第三十五条第一項に次の一項を加える。

第三十六条第一項に次の一項を加える。

第三十七条第一項に次の一項を加える。

第三十八条第一項に次の一項を加える。

第三十九条第一項に次の一項を加える。

第四十条第一項に次の一項を加える。

第四十一条第一項に次の一項を加える。

第四十二条第一項に次の一項を加える。

第四十三条第一項に次の一項を加える。

第四十四条第一項に次の一項を加える。

第四十五条第一項に次の一項を加える。

第四十六条第一項に次の一項を加える。

第四十七条第一項に次の一項を加える。

第四十八条第一項に次の一項を加える。

第四十九条第一項に次の一項を加える。

第五十条第一項に次の一項を加える。

第五十一条第一項に次の一項を加える。

第五十二条第一項に次の一項を加える。

第五十三条第一項に次の一項を加える。

第五十四条第一項に次の一項を加える。

第五十五条第一項に次の一項を加える。

第五十六条第一項に次の一項を加える。

第五十七条第一項に次の一項を加える。

第五十八条第一項に次の一項を加える。

第五十九条第一項に次の一項を加える。

第六十条第一項に次の一項を加える。

第六十一条第一項に次の一項を加える。

第六十二条第一項に次の一項を加える。

第六十三条第一項に次の一項を加える。

第六十四条第一項に次の一項を加える。

第六十五条第一項に次の一項を加える。

第六十六条第一項に次の一項を加える。

第六十七条第一項に次の一項を加える。

第六十八条第一項に次の一項を加える。

第六十九条第一項に次の一項を加える。

第七十条第一項に次の一項を加える。

第七十一条第一項に次の一項を加える。

第七十二条第一項に次の一項を加える。

第七十三条第一項に次の一項を加える。

第七十四条第一項に次の一項を加える。

第七十五条第一項に次の一項を加える。

第七十六条第一項に次の一項を加える。

第七十七条第一項に次の一項を加える。

第七十八条第一項に次の一項を加える。

第七十九条第一項に次の一項を加える。

第八十条第一項に次の一項を加える。

第八十一条第一項に次の一項を加える。

第八十二条第一項に次の一項を加える。

第八十三条第一項に次の一項を加える。

第八十四条第一項に次の一項を加える。

第八十五条第一項に次の一項を加える。

第八十六条第一項に次の一項を加える。

第八十七条第一項に次の一項を加える。

第八十八条第一項に次の一項を加える。

第八十九条第一項に次の一項を加える。

第九十条第一項に次の一項を加える。

第九十一条第一項に次の一項を加える。

第九十二条第一項に次の一項を加える。

第九十三条第一項に次の一項を加える。

第九十四条第一項に次の一項を加える。

第九十五条第一項に次の一項を加える。

第九十六条第一項に次の一項を加える。

第九十七条第一項に次の一項を加える。

第九十八条第一項に次の一項を加える。

第九十九条第一項に次の一項を加える。

第一百条第一項に次の一項を加える。

第一百一条第一項に次の一項を加える。

第一百二十二条第一項に次の一項を加える。

第一百三十三条第一項に次の一項を加える。

第一百四十四条第一項に次の一項を加える。

第一百五十五条第一項に次の一項を加える。

第一百六十六条第一項に次の一項を加える。

第一百七十七条第一項に次の一項を加える。

第一百八十八条第一項に次の一項を加える。

第一百九十九条第一項に次の一項を加える。

第二百一十条第一項に次の一項を加える。

第二百二十二条第一項に次の一項を加える。

第二百三十三条第一項に次の一項を加える。

第二百四十四条第一項に次の一項を加える。

第二百五十五条第一項に次の一項を加える。

第二百六十六条第一項に次の一項を加える。

第二百七十七条第一項に次の一項を加える。

第二百八十八条第一項に次の一項を加える。

第二百九十九条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇一〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇二〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇三〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇四〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇五〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇六〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇七〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇八〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇九〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇一〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇二〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇三〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇四〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇五〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇六〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇七〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇八〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇九〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇一〇〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇二〇〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇三〇〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇四〇〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇五〇〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇六〇〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇七〇〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇八〇〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇九〇〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇一〇〇〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇二〇〇〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇三〇〇〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇四〇〇〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇五〇〇〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇六〇〇〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇七〇〇〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇八〇〇〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇九〇〇〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇一〇〇〇〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇二〇〇〇〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇三〇〇〇〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇四〇〇〇〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇五〇〇〇〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇六〇〇〇〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇七〇〇〇〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇八〇〇〇〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇九〇〇〇〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇一〇〇〇〇〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇二〇〇〇〇〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇三〇〇〇〇〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇四〇〇〇〇〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇五〇〇〇〇〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇六〇〇〇〇〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇七〇〇〇〇〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇八〇〇〇〇〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇九〇〇〇〇〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇一〇〇〇〇〇〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇二〇〇〇〇〇〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇三〇〇〇〇〇〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇四〇〇〇〇〇〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇五〇〇〇〇〇〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇六〇〇〇〇〇〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇七〇〇〇〇〇〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇八〇〇〇〇〇〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇九〇〇〇〇〇〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇一〇〇〇〇〇〇〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇二〇〇〇〇〇〇〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇三〇〇〇〇〇〇〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇四〇〇〇〇〇〇〇〇条第一項に次の一項を加える。

第二百一〇五〇

重度身体障害者に対する建設行政に関する請願

請願者 岡山県倉敷市児島田の口七ノ七ノ

四 珍行美賀夫

この請願の趣旨は、第六三五二号と同じである。

紹介議員 秋山 長造君

重度身体障害者に対する建設行政に関する請願

第六九四七号 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八

○川久保靖逸方 大西良一

この請願の趣旨は、第六三五二号と同じである。

紹介議員 糸久八重子君

重度身体障害者に対する建設行政に関する請願

第六九九一号 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 群馬県前橋市南町三ノ三七ノ一三

関甲子郎

この請願の趣旨は、第六三五二号と同じである。

紹介議員 中曾根弘文君

重度身体障害者に対する建設行政に関する請願

第六九九二号 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 熊本県八代市日奈久中西町四五四

永野国雄

この請願の趣旨は、第六三五二号と同じである。

紹介議員 守住 有信君

重度身体障害者に対する建設行政に関する請願

第六九九三号 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 鳥取県米子市東福原九〇〇ノ二

祖田正治

この請願の趣旨は、第六三五二号と同じである。

紹介議員 西村 尚治君

重度身体障害者に対する建設行政に関する請願

第五二十一号 昭和六十二年五月二十一日付託

正する法律案（予備審査のための付託は二月

二十三日）

五月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、治山治水緊急措置法及び河川法の一部を改

正する法律案（予備審査のための付託は二月

二十三日）

一、民間都市開発の推進に関する特別措置法案
(予備審査のための付託は五月十九日)

（参考説明修正に係る本文のみを）
五月二十一日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は三月二十四日)

治山治水緊急措置法及び河川法の一部を改正する法律案

附則

（施行期日）
1 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行

（公報の日）

五月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、重度身体障害者に対する建設行政に関する請願

（請願者第七一九五号）（第七二一六号）（第七二

一七号）

五月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、治山治水緊急措置法及び河川法の一部を改

正する法律案（予備審査のための付託は二月

二十三日）

この請願の趣旨は、第六三五二号と同じである。

（参考説明修正に係る本文のみを）
五月二十一日本委員会に左の案件が付託された。

昭和六十二年六月四日印刷

昭和六十二年六月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D